

平成28年五條市議会第1回3月定例会（第3号）

日 時 平成28年3月8日（火） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	牧 野 雅 一	1 大塔町の復興・振興について (1) 進捗・展望について 2 繰越事業の現状と問題点について (1) 予算の繰越理由について (2) 繰越予算に対する工夫について 3 職員の現状と新規採用について 4 遊歩道付きの道路整備について (1) 施工方法について (2) 築堤事業計画との連携について 5 無電柱化事業構想について (1) 無電柱化の推進に関する法整備を 求める意見書について 6 公共事業（国・県）の協力体制につ いて (1) ヘリポート・消防学校・少年刑務 所ほかについて (2) 小島トンネル・国道310号拡幅 について 7 シビックコアの形成について (1) 定義・計画について 8 消防団の条例について (1) 改正について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 部長 市長・部長
2	宗 部 康 寛	1 新庁舎建設予定地周辺道路アクセス について (1) 奈良県とのまちづくり協定に伴う JR五条駅周辺整備について (2) 岡口6号線から本町6号線の拡張 計画について	市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
3	大 谷 龍 雄	<p>1 子供医療費の窓口負担無料化実施と政府のペナルティ廃止及び政府による小学校就学前までの医療費無料化実施の要請について</p> <p>2 吉野郡での地震の多発や南海トラフ地震及び豪雨を想定した災害防止対策の強化について (1) 上流ダムや周辺ダムの耐震調査の要請について (2) ダム緊急放流防止対策の要請について (3) 奈良県広域消防組合五條消防署及び分署への重機及び搬送車の配置について</p> <p>3 核兵器廃絶と軍備縮小を目指す世界の動きから考えた安全保障関連法（戦争法）廃止と陸上自衛隊の駐屯地とヘリポート誘致の見直し及び防衛省自衛隊からの個人情報閲覧及び提供、要請に対する対応について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第二報第一号 平成二十八年五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について
- 第三報第二号 平成二十八年年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について
- 第四報第三号 専決処分報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）
- 第五議第二号 五條市行政不服審査会条例の制定について
- 第六議第三号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第七議第四号 五條市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 第八議第五号 五條市学校適正化推進実施委員会条例の制定について
- 第九議第六号 五條市農業委員会の職員に関する条例等の一部改正について
- 第十議第七号 五條市職員定数条例の一部改正について
- 第十一議第八号 五條市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 第十二議第九号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第十三議第十号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第十四議第十一号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 第十五議第十三号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第十六議第十四号 五條市子ども医療費助成条例の一部改正について
- 第十七議第十五号 五條市介護保険条例の一部改正について
- 第十八議第十六号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第十九議第十七号 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第十九議第十八号 五條市営住宅条例の一部改正について
- 第二十議第十九号 五條市消防団条例の一部改正について
- 第二十一議第二十号 五條市消防団員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について

- 第二十二 議第二十一号 五條市立デイサービスセンターおおとう条例の廃止について
- 第二十三 議第二十二号 五條市在宅障害者福祉センター設置条例の廃止について
- 第二十四 議第二十三号 五條市過疎地域自立促進計画の策定について
- 第二十五 議第二十四号 平成二十七年五條市一般会計補正予算（第五号）議定について
- 第二十六 議第二十五号 平成二十七年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第二十七 議第二十六号 平成二十七年五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第二十八 議第二十七号 平成二十七年五條市下水道事業特別会計補正予算（第三号）議定について
- 第二十九 議第二十八号 平成二十七年五條市墓地事業特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第三十 議第二十九号 平成二十八年五條市一般会計予算議定について
- 議第三十号 平成二十八年五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第三十一号 平成二十八年五條市簡易水道特別会計予算議定について
- 議第三十二号 平成二十八年五條市下水道事業特別会計予算議定について
- 議第三十三号 平成二十八年五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第三十四号 平成二十八年五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第三十五号 平成二十八年五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第三十六号 平成二十八年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第三十七号 平成二十八年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十八号 平成二十八年五條市水道事業会計予算議定について
- 第三十一 議第十二号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	益田	吉田	山田	福塚	岩本	窪田	吉田	宗部	牧野	平岡	養田
龍雄	吉博	雅範	耕司	實司	孝実	佳秀	康正	雅寛	清一	全司	全康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太紀
副市長	田内
教育長	堀内
理事（総務部長）	山田
	和伸
	宏起

事務局職員出席者

速記者	事務局主任	事務局係長	事務局次長	事務局長	土地開発公社事務局長	財政課長	企画政策課長	秘書課長	会計管理者	水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	市長公室長
柳ヶ	片山	辰巳	久保	竹本	上田	和田	水本	西峯	西尾	河田	泉谷	山本	近井	田中	辻村	河次	稲裕	山修	福塚勝彦
美	美	輔	彦	治	幸	剛	俊	久	佳	博	進	利	稔	稔	信	康	裕	修	勝彦
美	美	輔	彦	治	則	明	明	美	子	幸	治	子	巳	泰	彦	友	美	二	彦

午前十時零分開会

○議長（吉田 正）ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、三番、牧野雅一議員の質問を許します。三番牧野雅一議員。

〔三番 牧野雅一質問席へ〕

○三番（牧野雅一）それでは議長から発言の許可をいただきましたので、三番牧野雅一の一般質問を通告に従いまして始めさせていただきます。まず一つ目、大塔町の復興・振興についてでございます。

まず最初に、大塔町の振興についての進捗・展望についてでございます。

改めまして、平成二十三年九月の紀伊半島大水害によって、被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、尊い生命が失われた方々の御冥福と、いまだ安否確認できていない四名の方々の一日も早い発見をお祈りするものでございます。

被災から、はや四年半の月日が流れて、大塔地域の将来の展望を私の各定例会議一般質問で、毎回お尋ねしておるところでございますが、

復旧・復興及び先の九月、十二月定例会に「地域振興」で答弁いただいた「誘客促進の仕掛けづくり」、「老朽化施設等の整備」、「公共施設の有効活用」等についても、現在の取組状況をお尋ねします。

○議長（吉田 正） 泉谷大塔支所長。

○大塔支所長（泉谷進治） 三番牧野議員の御質問、大塔町の復興・振興についてお答えを申し上げます。

平成二十三年九月、大塔地区が甚大な被害を受けた紀伊半島大水害から四年六箇月余りが経過いたしました。

現在も引き続き国土交通省・林野庁・奈良県が一丸となって復旧作業に取り組んでいただいております。復興が順次進んでいるところでございます。

まず、大塔町の復興・振興に向けての誘客促進の仕掛けづくりにつきましては、道の駅・星のくに・夢乃湯の施設におきまして、施設前の国道一六八号沿いのぼりを立ててにぎわいづくりを行い、通過点にならないよう誘客に努めたところ、昨年と同じ時期に比べて、三箇月間で施設全体の利用客数が約一万二千五百人から約一万三千人と、約五百名増加していると想定できるため、効果が出始めたと考えているところでございます。

また、国道一六八号も整備が進められ、三月十一日には、十津川村の川津道路が開通し、大塔町におきましても、三月二十六日に辻堂バイパスが全体計画四・一キロのうち、約三キロが部分開通することになり、残りの約一・一キロにつきましては、平成二十九年度中に全線開通の予定で工事が進められているところでございます。

辻堂バイパス全線が開通しますと、狭あい区間が少なくなり、安心して通行できる安全な道路として整備され、今後は多くの観光客が大塔町を訪れてくれるようになることが期待されることから、本年度において、各施設をよりPRするため、ふれあい交流館・星のくに周辺において、電飾広告塔を設置し、集客に向けて取り組んでいきたく予算計上をさせていただいております。

また、老朽化施設等の整備につきましては、部分的な補修を随時行っておりましたが、今回、道の駅トイレ改修に向け計画を進めているところであります。

次に、公共施設の有効利用につきましては、本庁関係部署との連携を図り、大塔町公共施設活用検討会議で検討し、いろんな角度から利用を模索しながら、大学・企業等へ目的・趣旨説明を行い、現在休校となっております大塔小・中学校の現場視察を実施し、利用の可能性について調査を行い、有効利用の検討中でございます。また併せてデイサービスセンターの跡地利用等につきましても、関係各課が一丸となって

地域復興に向けて林業振興につながる利用を検討中であります。

復興につきましては、今後も地域住民・関係機関とともに、協議・検討を重ねながら住民の皆様が安心して生活できるよう全力で地域の復興・振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の答弁の中に、辻堂バイパスの開通、これは被災当初からのことを考えれば、今そういう便利な道を開通させることによって地域の皆様の命の道と呼べるものになるのではないかと思います。また、そういう整備に向けても市・県・国が一体となって今後も取り組んでいただけるようにお願いいたします。

そしてまた、今の答弁の中にあつた道の駅トイレ改修計画において、設計委託業務の予算計上をされているとのことだったと思うのですが、現在の道の駅トイレは、老朽化が著しく暗いイメージで、衛生的にも訪れていたいただいた方々に快い印象を持っていただくには十分な状況にならないように思われますが、今回の予定されている改修内容についてお尋ねします。

○議長（吉田 正）泉谷大塔支所長。

○大塔支所長（泉谷進治）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

道の駅トイレ改修計画につきましては、現在トイレの照明設備・便器関係・天井・タイル関係などの現況を調査把握し、リニューアルする方向で、明るく綺麗なイメージ感を創出し、利用客が心地よく使用できるように改修計画を考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）以前の一般質問でも話したとおり、県は復旧・復興から地域振興へと取り組む姿勢を変えつつあります。「誘客促進の仕掛けづくり」、「道路整備」様々な事業のいかあって、来訪者も徐々にではありますが増加の兆しが見えてきております。その来訪者に対し、不快な印象を与えることなく、おもてなしの精神に基づいて取り組むことが地域振興につながると考えますので、是非、実現に向けて取り組んでいただくことをお願いします。

また、トイレ整備だけでなく、「誘客促進の仕掛けづくり」の観点から、星のくには大塔町のシンボルでもあり、その代表的な施設である

プラネタリウムの施設整備、また多くの来訪者が立ち寄る道の駅の建物本体の整備は外壁塗装や外壁にイラストを描くなど明るいイメージづくりと多額の事業費を掛けずとも様々な工夫の余地はあると思われまます。

そして去る二月二十八日、専用道城戸周辺において「君のミニ列車を幻の五新鉄道で走らせよう」というイベントが開催され、約千人の方が訪れにぎわっておりました。このイベントの主催者であるNPO法人五新線再生推進会議さんの趣旨は、先ほども答弁あったように、林業の衰退の象徴といえる五新線に光を当て、木材をエネルギー資源として価値を再認識し、周辺の歴史遺産・南朝跡・天誅組や自然資源・森林・溪流と融合させ、先人が五新線に寄せた期待を実現させることにより、地域の魅力を発信し活性化に寄与してまいりたいというもので、その拠点を城戸周辺に置いて活動を望む要望もまいておりまます。同じ一六八号沿いで西吉野町から大塔町へと官と民が一体となって地域資源の発掘に取り組み、地域の活性化、振興につなげられますことを、積極的な姿勢を持って取り組まれることをお願いしまます。

また、国では、林業復興を目指し地元代議士の働き掛けにより高野・天川線の整備構想計画も進んでおると聞き及んでおりまます。そのような事業とも連携させながら、更なる振興につなげていただくことを重ねてお願いしままして、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の繰越事業の現状と問題点についてでございます。

限られた予算を有効に活用し、その投資効果を早期に実現させるため、各種の事務事業は原則として年度内に完了させ、国の補正など、特別な事情のあるものを除いて繰越明許費を極力抑制することは、市民生活の安定に寄与する上でも大変重要なことであります。

このことから、以前より繰越事業の抑制について、議会から理事者側にその対応を幾度となく提言されているのは、先刻御承知のとおりであると思ひまます。

そこでお伺ひしまます。

まず、本年度の繰越額とその内容について、担当部長に答弁願ひまます。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） おはようござひまます。

三番牧野議員の御質問にお答へ申し上げまます。

まず、今議会に補正予算として提案してあります平成二十七年度の繰越明許費でございますが、一般会計では十二億九千九十万三千円、また、特別会計では四千二百十万円となっております。

続きまして、一般会計の繰越理由別内訳でございますが、昨年十二月以降の国補正や補助決定に伴い、補正予算を計上いたしました繰越事業は二億八千二百三十万一千円でございまして、全体に占める割合は二一・九パーセントでございます。

次に、昨年十二月以降に採択が決定いたしました災害復旧事業は、一千八百万円でございます。全体に占める割合は、一・四パーセントでございます。

次に、やまと広域環境衛生事務組合などの一部事務組合等工事負担金の支出先の事由によるもの、その他、外的な要因による繰越事業は六億五千四百九十五万九千円でございまして、全体に占める割合は五〇・七パーセントでございます。

以上、繰越しを予定し予算計上したものの、その他の要因等によるものは合計で九億五千五百二十六万円でございまして、全体に占める割合は七四パーセントでございます。

一方、関係者との協議や事務事業の遅延等による繰越事業でございますが、三億三千五百六十四万三千円でございまして、全体に占める割合は二六パーセントでございます。

なお、下水道事業特別会計における繰越事業につきましては、四千二百十万円でございまして、工事実施における通行規制等に係る関係機関との協議によるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（二三番の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今答弁にありましたが、平成二十七年度一般会計の繰越事業は、全体で約十二億九千万円ということ、またその内訳は国の補正や補助採択の決定時期、あるいは先方の事情など特別な事情により、繰越しがやむを得ないと考えられるものは約九億五千五百万円。率にして七四パーセントということですね。

そして、残り約二六パーセント、約三億三千五百万円は、やむを得ない事情には該当しないものということですね。

理由別の内訳については、今の説明で分かりましたので、それでは個別事業の繰越理由については、後の議案審議において伺いすることとしますが、二十六年度の繰越明許費との比較について答弁願います。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、一般会計でございますが、平成二十六年度と比較いたしましたして、全体で三億二千五百八十四万七千円の増、増減率にいたしまして三・八パーセントとなっております。

続きまして、その理由別内訳でございます。

まず、繰越しを予定し予算計上したものの、その他的要因によるものでございますが、平成二十六年度と比較いたしましたして、三億一千八百六十七万三千円の増、増減率は五〇・一パーセントでございます。

次に、関係者との協議や事務事業の遅延等によるものでございますが、七百七十七万四千円の増、増減率は二・二パーセントとなっております。

続いて、特別会計でございます。

まず、下水道事業特別会計でございますが、平成二十六年度と比較いたしましたして、一千五百八十万円の増、増減率は六〇・一パーセントでございます。

次に、簡易水道特別会計でございますが、一億二千二十五万二千円の減で、本年度の繰越しはございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）国の補正予算の関係などによる、やむを得ない繰越しは別として、それ以外のものについても、前年度と比較した場合、微増ではあるけれども、金額は増加しているということですね。

これも個別に見ていけば、いろいろな事情があると思います。例えば入札不調によるものであるとか、現場の状況により急きよ工法の変更を余儀なくされたものであるとか。しかし問題は、前年度からの繰越し工事が遅れたことによって、本年度の工事発注が遅れ十分な工期が確保できないためやむを得ず次年度へ繰越ししてしまう、いわゆる慢性的な繰越し事業があるのではないかと思えます。

次の質問に移りますが、財政部局では、繰越し事業と当初予算編成の関連について、どのように考えているのか答弁願います。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおり、予算の会計年度独立の原則により、一会計年度の予算は当該年度内に執行し、また完結することを原則とするところ

でございます。このことから、予算編成時においては既存事業の執行状況をしっかりと把握した上、執行可能な計画立案の基、予算編成を行う必要がございます。とりわけ国の補正などにより繰越しが見込まれる場合は、次年度において予算化する事業の早期完了に影響が及ばないかなども十分に検討する必要があります。

財政担当といたしましては、このような点に留意し、所管課との意思疎通を図りつつ繰越しの抑制を考慮しながら、今後の予算編成事務に取り組んでまいりたいと判断しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）繰越しを抑制するためには、執行可能な予算編成が必要と考えます。

財政当局には、繰越しの状況などをもっとよく確認し、当初予算とのバランスを考えながら、本当に執行可能な予算編成に留意していただきたいと申し述べておきます。

次に、繰越事業を抑制するための組織・機構上の問題について伺います。

まず、繰越事業を抑制するための方策としては、従前より議論されている、一つ、技術職の採用状況、二つ目に技術職の適正配置、三つ目に部や課の枠を外した技術職プロジェクトチームの編成等、他にもあると思えますけれども、大ざっぱに三つの提言なりなり出ておったと思うのです。そこで、現状と市の考え方について、担当部長の答弁をお願いします。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

まず一点目、技術職の採用状況というところでございますが、土木建築技術職のここ二十年、平成十八年度から二十七年度の十年間では土木技術職四名、建築技術職六名、計十名の採用をいたしております。

その次でございます。技術職員の現在の配置は適正かどうかというお尋ねでございますが、適正に配置をしているというふうに考えております。ただ事務量が多いので、マンパワー的に十分かということに関しては若干課題が残るのかなというふうに考えております。

もう一つ、プロジェクトチームということでございましたが、全庁的に横断的に事務事業を執行していく、課題を解決していくということに関しましては、プロジェクトチームというのは必要なものであるというように認識しております。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今以前から提言されておる三つのことに対して実際過去十年において技術職の採用者、約十名、適正配置については担当課としては適正に配置されておると、また今言う技術職のプロジェクトチームに関しては今後編成も視野に入れるべきかなというような答弁をいただいています。

ただ残念ながら、先ほどもお話しさせてもらったように、繰越しが減っていない。まだ増えておる。微増ではあるけれどもまだ増えているという現状を見据えて、県においては各部局が定期的に集い、それぞれの部局の執行管理について話し合われておると聞いております。

組織・機構について、もう一つの課題ですが、事業の執行管理と問題点の共有について伺います。

繰越しを抑制するため、例えば四半期ごとに入札や契約の状況を全庁的に把握し、部長会などの機会を通じて報告し、問題点などを理事者や各部長が共有し、その対策について全庁的に議論することが必要と考えますが、担当部長の答弁をお願いします。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

部長会などを活用して情報の共有をという御意見でございますが、確かにそのとおりでございます。

現在も部長会でいろんな情報を共有するような取組をやっているのですけれども、ただ、いかんせん度合いといえますか、進捗度合いというのが疑問に残るところでございますので、御指摘いただいたことを念頭に置きまして、取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今申し上げたのは、例えば部長会とかいうことで、今県がやっているのは各部局が定期的に寄って執行管理というのを目的として集まっておると、そういうことも人を増やすだけとか、体制を変えるだけとかじゃなくて、基本的にそういう執行部の方々がそういう意識を持って取り組んでいただける環境が必要でないのかなという意味で言わせてもらっている。それが以前から幾度となく申し上げているように、部長会等での情報の共有、協議がそれに当たってくるのではないかと。今後の組織、機構のしつかりとした見直しや執行管理の在り

方についての検討を要望しておきます。

次に、事業担当部長、代表して都市整備部長にお伺いします。

実際の現場を所管する担当部長として、繰越しの現状と改善策についてどのように考えるか。また、技術者不足がどうしても解消できない場合、測量や設計等の外注など視野に入れるべきと考えますが、そのような取組も念頭にあるのか答弁を願います。

○議長（吉田 正） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

現状におきましては、技術職員の確保が難しく、技術職員のスキル向上に一定の時間を要すること、それから管理物件の維持管理業務や新設改良等に加え、専門知識を要する橋りょうなどのインフラの長寿命化対策による事務量の増加などが事業の消化に対して遅れが生じているものと考えるところでございます。

また、災害などによる突発的な業務量の増加への対応も事業遅延の要因と考えております。

このような状況の打開策としましては、技術職員の確保と考えますが、なかなか難しい状況の中、現技術職員が研修等を通じて技術力のアップを図ることに加え、いわゆる垂直・水平補完による県技術職員など県内の技術職員との連携や、さらなる民間技術者の活用を進めるなどの対策が一案と考えるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今の答弁の中にあつた民間技術者の活用を進めるなどの対策が一案であるということは、アウトソーシングなど視野に入ると解釈した上で、今後、繰越しを抑制するための全般的な方策について、理事者のお考えをお伺いします。

市長、答弁願えますか。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番牧野議員の質問にお答えを申し上げます。

るる担当部長から説明がありました。まず職員に対して、技術者は大変不足しているということで、今県にも要請をしております。県自体も技術職がないということであり、市町村においても足らないということで、これは長寿命化ということで、橋や橋りょう、その点

検とかいろんな形の中で技術者が足りないということで、大変市町村も困っているという、これは奈良モデルの市町村長サミットの中においても議論されています。そんな形の中で、五條市としても今後いろんな事業に関して大変職員の、特に技術者が少ないということで、県の力を借りることが一番望ましいということで、昨年度から県の方に要請をしているところもあります。

また、民間の力も借りていくという、そういうところもございますけれども、ちょうど紀伊半島大水害、大塔の災害があったときに農林、建設が大変時間、本当にもう寝られないような形の中で工事をするため設計をする。相当時間に浪費をした、人が足りないということで、自分ら独自でやるということもやっておりますけれども、コンサル、また測量会社に委託をしてやったという経過もございます。そこらのバランスを踏まえたときに、先ほども繰越しというお話がありましたけれども、大変今慢性化しているということがあります。極論として私が言ったことがあります。「一旦もう全部打ち切って、全部繰越しが終わるまで工事を止めて、また新たな出発をしたらどうか。」ということを行いましたけれども、継続的な事業に対して止めることはできないということから、なかなか難しいものもありました。逆に言えば繰越しというのは大変、悪い意味でもあるかも分かりませんが、逆にプラスの面も企業としてはあると考えています。というのは、当然、御存じのように国の予算が二月、三月に偏って、県からまた市町村に回ってくる。四月、新年度予算を組んで、そしてそれから測量や設計をする。当然、九月、十月の入札になってくる。入札も金額が大きければ一箇月も掛けなければならぬ、となれば本当に制約されてしまう。そういうことを考えるときに、国からの施策の中の繰越しは別として、うち独自でやるときに、期間が短くなる。そういう考え方をすると私は逆に繰越しというように、逆に考え方をすれば、前倒しをしたらどうかと、繰越しという意味を前倒しにするという意味で解釈してはどうかという、となれば逆に言えば、特に四月、五月、六月、七月というのは夏枯れということ、特に業者さんが言われます。このときに仕事がほとんどなくなっていく。そして九月か十月から年度末までに集中して仕事があると、技術者が足りないという奈良県全体の傾向があるということを言われています。これは国自体もバランスのよい体制を取っていかというような方策も今出ております。

五條市におきましても、逆に言えば繰越しというよりも前倒しで、要するに夏頃に仕事が発注できるような体制でもやるような形を今現在進めている。そうすることによって工事、またうちの技術者もバランスよく設計や、またそれに従事できる。また企業としても当然年間を通じてバランスよく仕事が取れる。そういうバランスのやり方も大事だろうかなというふうに思っています。いろいろこれはクリアする部分が多々ありますけれども、そういうことを踏まえて全体、トータル的に技術者不足をいかに解消するかと、また企業の皆さんが一年間を通してうまくサイクルできるようなそういう体制を構築するためにこれからも頑張ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今市長の答弁にあったように、繰越しという考えではなく、前倒しというような考えで取り組めるような環境をね、今繰越ししているのが実際あるのですから、それを解消した上で、今後のやり方として前倒しということも踏まえていただいたらなと思います。

いずれにしても、繰越事業を抑制するということは、今回の私の質問の目的は、それだけ繰越しがあるということは、お金が付いているのに、その予算を付けた目的というのは市民サービス、市民からの要望等々においてこれは必要やなという判断をされたので予算が付いていると思うのですよ。それが繰越していかれるということは、それだけ市民に対するサービス、利便性が遅れてしまうと、なので全庁的にしっかりとこの課題に取り組んでいただき、計画的に事業に着手することで、十分な工期を確保し、工事を発注するなど、組織の在り方を始め、事務の見直しを図っていただき、どうしても解消できない場合、測量や設計等の外注も視野に入れながら繰越明許費の縮減に一層の努力を図っていただきたい。

重ねて申し上げますが、市民の皆様に対する行政サービスの向上につなげていただけていますことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

三番目の職員の現状と新規採用についてでございます。

職員の現状について、現状の職員数についてお尋ねしたいと思います。

災害時には対策本部の立ち上げなどを考慮すると、市内・市外の在任比率も気になるところです。また市外にお住いの職員さんについては、どちら方面から通っていただいているのか。

一度五條市から出て行くと、子供さんができると、将来の教育環境などを考慮すると、なかなか戻ってくるのは難しいのかなど。今後、五條市の職員になったのであれば、どのようにして市内にとどまっていたかというふうなお考えもあれば、お答え願えますか。

さらに、先ほどの質問で市職員さんの配置について少し触れさせていただきましたが、各課に適正に配置されておられるのかも重ねて答弁願います。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十八年三月一日現在でございますが、職員数四百五名でございます。うち市内在住の職員は三百二人、市外在住の職員は百三人でございます。率でいいますと、市内が七五パーセントということでございます。

それと市外どこからかということでございますが、多い順で申しますと、お隣の橋本市が二十六名、次いで大淀町が二十一名、葛城市と檜原市がそれぞれ十一名、御所市が六名というふうなことでございます。

それとですね、採用した職員が市内にとどまることについてでございますが、職員が市内にとどまる、住むということは災害時の初動体制の確立などからも非常に望ましいことというのは十分認識しております。

一度外に住宅を取得しますと、なかなか転居というのは難しいことになりますので、採用した職員には定住につながる施策、今総合戦略の中で支援策もやっておりますので、可能な限りそういう制度を職員に周知をして市内に住むという意識を浸透させたいということを考えております。

それと最後におっしゃいました、職員の適正配置ということでございますが、事業課を始め全庁的に仕事量というのが増えているというのは十分承知しております。今後も先を見据えた職員の新規採用を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今現状の職員さんが市内に在住していないからとか、いるとかということを論点にして、またそれに対してどうこういうことではなくて、やはり市が取り組むUIJターンの効果を上げるために、市内への居住意識を浸透させるのも大切ではあると思います。ただやはり強制するのではなく、自主的にこの地に愛着を持って居住意識を高めていただけるようなまちづくりを目指し、そういった考えの基で取り組んでいただけるようお願いしまして、二つ目の新規採用について、質問を移ります。

新規採用についてでございます。新規採用に当たつてどのような手順で進められているのでしょうか。

また、新規採用者及び採用予定者の方々は、市内在住の方なのか、そうではないのかというものも教えてくださいませんか。

それともう一つ、現在多くの臨時職員さんがおられ、皆さん勤勉にお勤めいただいております。中には秀でた能力や意欲を持って職務に取り組んでおられる方もお見受けします。しかし残念ながら正規ではなく、いわゆる民間でいうところの派遣に近い状況で、雇用状況的にも不遇の環境にあるのではないのでしょうか。何か待遇の改善や職員として身分保障的な策は考えられないのでしょうか。

か。お尋ねします。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、手順でございます。今年度行いました、職員採用に至る手順でございますが、委員会を設置いたしましたして、採用予定の職種、採用予定人数、試験内容等を検討いたしました。

六月一日に五條市の広報とホームページに掲載し、募集を始めたところでございます。

事務職の大学・短大の区分では、一次試験で事務適性検査、教養試験及び小論文、二次試験で集団面接・集団討論、最後の三次試験で個人面接を行いました。

事務職の高校の区分でございますが、一次試験で事務適性検査、教養試験、小論文、二次試験で個人面接を行っております。

技術職土木の大学・短大の区分では、一次試験で事務適性検査、教養試験、小論文及び専門試験、二次試験では集団面接・集団討論、三次で個人面接を行っております。

精神保健福祉士につきましては、一次試験で職場適性検査と小論文、二次試験で個人面接を行っております。

管理栄養士及び保育士につきましては、一次試験で職場の適性検査、小論文、専門試験、二次試験で個人面接を行い、保育士につきましては実技試験も行っております。

二十七年度は技術職の土木、建築の社会人経験者の募集を行って、一次試験では書類審査、二次試験で事務適性検査と個人面接を行っております。

また、奈良県内就労あっせん・起業支援センターの紹介によりまして、シャープ株式会社の離職者の方の試験を行いまして、書類審査、個人面接を行っております。

採用試験では、一般的に筆記試験以外に小論文、集団面接・集団討論を行っております。人物重視の採用を心掛けておるところでございます。

今後も、筆記試験だけではなく、人物重視で採用試験を行えるように、いろいろ研究してまいりたいと考えております。それと、臨時職員の方のことでございますが、臨時職の雇用といえますのは、基本的には緊急の場合や臨時的な業務、国・県の補助事業に

伴う事務補助、病気休暇や産休・育児休暇などの代替に臨時職員を雇用するというのが考え方の基本でございます。

臨時職員の方におきましては、あくまでも補助的な業務を行っていたかどうかということございまして、行政サービスの水準を落とさないというのが目的でございます。

議員おっしゃいましたいわゆる身分保証的なことで処遇の改善ですとか、臨時職員の方を正職員として採用するということにつきましては、以前にも議会で答弁させていただいたことがあるのですけれども、採用試験を経ずに行うということはできないというように認識をしております。

それと、今年度といいますか、二十八年度四月から採用の市内・市外の内訳でございますが、採用二十一人予定をしております、市内が十二人、市外が九人というところでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）念のために申し上げておきますけれども、臨時職員さんが採用試験を経ずに正規職員にすることはできないことは過去の答弁によって十分に認識しております。でまた、それをすべきでない、市長公室長がおっしゃるようには職員採用募集要件を満たし、採用試験を受験されるのが元来のセオリーであると考えます。

ただ、臨時職員さんといえど、秀でた能力を持ち職務に取組む意欲も認められるような方には、雇用状況・待遇の改善に取り組まれることにより、より良い行政サービスにつながると考えております。臨時職員さんの中にも、そのような優れた人材がおられると思いますので、身近におられる優れた人材の発掘に向けた工夫をお願いしたいと考えます。

そして、今の答弁の中であったシャープ株式会社離職者すなわち、リストラに遭われた方の採用について触れておりましたが、若干疑問に思われることが幾点ございます。その点に関しては持ち時間及び円滑な議会運営の都合上、場を改めましてお尋ねしたいと考えますので、十分に誰が聞いても理解を得ることのできる答弁を御準備いただきますようお願いしまして、次の質問に移ります。

それでは、四つ目の遊歩道付きの道路整備についてでございます。

まず、施工方法について。野原西一丁目の五新鉄道跡軌道敷に野原側堤防から新町への周遊の促進につなげ、また吉野川の水辺風景を楽しんでいただくために、遊歩道付き道路の道路整備をすると以前より伺っておりますが、その際に盛土の撤去が必要と思われませんが、どのよ

うな施工方法をお考えなのかお尋ねします。

○議長（吉田 正） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

遊歩道付きの道路整備の施工方法についてであります。当道路整備を実施するに当たり、五新線跡軌道敷の撤去について約一五、〇〇〇立米の土砂の処理が必要となります。

発生いたしました土砂の処理方法につきましては、現在、施工中であります築堤工事への利用など、経済的な施工方法を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今例えて一つ聞いた土砂の処理方法、それだけでなく、それも含め事業全体の施工方法に工夫を凝らすことにより効率の良い事業が進められると思われまます。

また、今の答弁に築堤工事への利用とありましたが、国土交通省和歌山河川国道事務所の見解では土質が浸水を防ぐ築堤には不向きであるというような見解もあるということを耳にしております。国の事業と市の事業と、よくよく協議をして互いにリスクの低い選択が望ましいと考えます。

そして以前からお尋ねしていますが、隣接する全ての地権者の方々に事業計画の説明をされ、理解と協力をいただける環境をもう整えられたのかお尋ねいたします。

○議長（吉田 正） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

本道路の事業計画につきましては、土地所有者の皆様には御説明をさせていただき、御理解いただけたものと考えております。

事業の実施、施工に当たり、再度、関係者の皆様に施工方法を説明させていただき、御理解と御協力を賜りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の答弁の中でね、私は地権者と、部長の答弁の中では所有者と、その意味を十分理解された上で、しっかり説明して、御理解を賜り、御協力いただける環境を整えるべきであると提言させていただきます。

以前にも申し上げましたとおり、この事業は五箇年の計画で国からの補助をいただいて進める事業であるはずですが、工事の停滞等で国に御迷惑を掛けることで、他の補助事業にも影響を及ぼさないとも限りません。そのような状況に陥らないよう細心の配慮を持って取り組まれることを望みます。

そして、以前に資料請求により頂戴した資料に基づき、土木業に携わる、いわゆる専門家の見解としまして、工夫次第で無駄な工程を省くことにより事業費全体の約一〇パーセント、金額にして一千万円から二千万円もの事業費削減が可能であるとも聞いております。あらゆる観点から検討され、より効率の良い事業計画を立てられますことをお願いしまして、次の築堤事業計画との連携に移ります。

二つ目の築堤事業計画との連携についてでございますけれども、和歌山河川国道事務所は吉野川の野原側築堤工事を現在行っておりますが、以前より危惧される堤防への導線等について、遊歩道付き市道野原西一九号線道路整備との連携についてお尋ねします。

○議長（吉田 正）田中市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

遊歩道付き道路整備の築堤事業計画との連携についてでございますが、県とのまちづくり協定に基づき、当該地区を「自転車や歩行者のための魅力ある空間の演出（五新鉄道跡の有効活用）」として、また、「健康増進のための交流の場の提供」として施設の整備を進める構想となっております。以上のことから、今回整備いたします市道野原西一九号線から堤防へのスムーズなアプローチを仕掛けることにより、野原側堤防から新町への周遊の促進につなげ、また、水辺や町並みをゆっくり楽しんでもらえるようにするため、県及び国土交通省と連携して築堤内外の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）先般、和歌山河川国道事務所の方とお会いする機会がありまして、お話しさせていただいたところ、市が進める市道野原西一九号線事業に対し余りにも認識が薄く、正直に言うて御存じなかったですわ。また市においても、国によって進められる築堤事業の進捗に對して、いろんな課にお尋ねしたところ関心の薄さを感じました。何ゆえそのような状況下にあるのか、しっかり原因を究明し、そもそもこ

の事業の目的である野原側堤防から新町への周遊の促進、水辺や町並みをゆっくり楽しんでいただく、また、県との話の中で「自転車や歩行者のための魅力ある空間の演出」を心掛け、無駄を省き、他所からの来訪者や周辺住民の皆様に対し、より有意義な環境構築のため、隣接地権者の協力を得、県及び国土交通省と連携し一つになって取り組まれることをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

五つ目の無電柱化事業構想についてでございます。

このたび無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書についてという要望もまいっております。

無電柱化事業における国の取組・経緯・メリット等々は先の十二月定例会議の一般質問においてお話しさせていただきました。そしてこのたび、先ほども言うたように市区町村議会に無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書を求められており、当議会においても、先の議会運営委員会において委員各位の御理解を賜り、本会議に上程し議決に向け理解を深めておるところであります。市長の盟友とも聞き及ぶ近隣の山下葛城市長が会長を務められ、五條市も会員となっている無電柱化を推進する市区町村長の会での取組についてお尋ねします。

○議長（吉田 正） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書についてですが、葛城市長を会長とする無電柱化を推進する市区町村長の会では、地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から無電柱化の取組を進めています。

そのため、国会に対し無電柱化の推進に関し、基本理念や責務、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保や生活の向上、地域経済の健全な発展に貢献する無電柱化の推進に関する法案の早期成立の要望を二月一日に国へ行ったところでございます。

そこで、国会に対しまして、市区町村長の会からの要望書の提出に加え、市区町村議会からの意見書の提出もお願いしたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 無電柱化については今答弁いただいたように、生活環境の改善、活性化はもとより、とりわけ防災性の向上、安全で良好な

景観が確保されます。また地域経済に貢献することも期待できるところであると思います。

国土交通省においてもこのような観点から、事業費の軽減を図るため、電線等の埋設物に関する設置基準が緩和されたと聞きますが、市の今後の無電柱化への取組についてお尋ねします。

○議長（吉田 正） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

今後の予定についてありますが、二月二十二日付けにて国土交通省より「電線等の埋設物に関する設置基準」の緩和について示され、平成二十八年四月一日から施行されることになったところであります。このことにより地中化促進に向け有利な国庫補助事業のメニューが期待できるところでもあります。

先にも述べましたように、市街地等において、無電柱化を推進することは、災害の防止、災害時における避難通路の確保という有効な施策であると考えているところであります。

また、道路整備につきましても、無電柱化の実施に伴い、計画的に舗装の更新等が可能となるところでもあります。

また、奈良県無電柱化地方部会にも参加し、無電柱化に向けての意見交換等を行っているところでもあります。

なお、かねてより検討しております新町通りの電線地中化につきまして、先般締結した県とのまちづくり協定にも盛り込んでいるところであり、新方式による調査検討委託料として、平成二十八年度の予算に計上させていただいているところでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） この事業は、様々な利点があると思います。今の答弁でもお示いただきました、特に、国庫補助事業のメニューが期待できる部分について考えますと、今、国で進められている法整備がなりますと、しっかりと計画を立て手順を踏んで申請することにより、事業費の六〇パーセントから八〇パーセントくらいが補助対象になります。新町地区に限らず、例えば以前に質問しました観光周遊ルートを確立し、その沿線において事業計画を作成し継続的に取り組むことにより、来訪者に対するおもてなし精神につながり、南部振興基本計画にある「訪れてみたくなる地域づくり」観光資源となる地域資源の創出に結び付くのではないかと考えます。

また、この事業の内容からして道路の掘削がメインとなり、市内の土木事業者に対し規模の大小に関係なく発注が可能となり、市内経済の

活性化につながり、昨今の不景気などで激減した飲食店などを始め、様々な経済効果が生まれるものと思われれます。元気な五條市を取り戻す起爆剤に成り得る事業であると考えます。

十二月定例会でも「市といたしましては、地域の皆様が無電柱化の重要性に関する理解と関心を深めていただくために、広報活動及び啓発活動に充実を図ってまいりたいと考えております。」と答弁いただいております。

是非、市民の皆様積極的に積極的な広報活動及び啓発活動を展開していただき、無電柱化事業の実現に向け国・県・市が一元となって取り組まれることをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、六つ目です。公共事業の協力体制について。ヘリポート・消防学校・少年刑務所ほか。

昨年二月には「奈良県と五條市とのまちづくりに関する包括協定」、そして本年二月には「五條市中心市街地地区・五條病院周辺地区のまちづくりに関する基本協定」を締結し、しきりにまちづくりに関して、奈良県との連携を強調されておられます。

「国や県と協力し、五十年先を見据えたまちづくりをする。」とおっしゃっております。一方、ヘリポート・消防学校・少年刑務所などについても、市長は以前にも御自身の考えを市民の方にもお伝えされ、委員会等でもお示しいただいております。

いわゆる県との協定の中には、ヘリポートや消防学校などは全く触れられていません。「東の玄関口」や「西の玄関口」よりもっと多い頻度で語られているにもかかわらず、なぜ一切触れられていないのでしょうか。

県との協定の窓口である企画政策課を担当されている市長公室長、答弁願えますか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

昨年二月には県と市とで一体的に、計画的にまちづくりを進めていくということで奈良県と五條市とのまちづくりに関する包括協定を締結いたしました。そして本年二月には、基本協定、というふうに段階を踏んで締結いたしております。その中でヘリポート・消防学校・少年刑務所というのが全く触れられていないという御指摘でございますが、協定を締結するに当たりましては、対象の地区というのを明記するとうようになつてございます。

ヘリポートや消防学校につきましては、自衛隊の誘致、防災拠点というところと非常に関連が深くございまして、現状ではその対象区域というのが、まだ明らかになつていないという状況でございます。

少年刑務所につきましても、現状では具体的に議論をするという段階にまでは至っておりません。そのような関係で、今回の協定ではこれらに関して触れていないというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）場所がまだ特定されていないから協定では触れられていないとのことですね。県や国との連携を強調されるのであれば、協定に盛り込むという考え方があってもおかしくないと思います。

自衛隊駐屯地の誘致を始め、ヘリポート・消防学校、また十二月定例会で、すこぶる前向きな答弁をいただいたかしはら安心パークのような施設の構築、奈良市にある老朽化が進む少年刑務所の当市への移転、受け入れなど大きな事業が今後の構想としてあると思いますが、一つ一つ丁寧に市民の皆様に説明し理解を深めた上で進められることをお願いしまして、次に移ります。

（二）の小島トンネル・国道三一〇号拡幅についてでございます。

先日の協定の説明会においてお示しいただいた構想計画図では未開通道路である小島トンネルは「東の玄関口」付近にあると示されており、小島トンネルが現実のものになれば、吉野川の南側からの国道二四号へのアクセスは飛躍的に向上することは明らかです。

また、国道三一〇号拡幅は、まさに今回の基本協定のエリア内です。これらのビッグプロジェクトに関してどのようにお考えか、市長公室長、答弁願えますか。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

小島トンネルに関しましては、国道二四号へのアクセスの面から非常に効果的だというふうに考えておりますが、御承知のように、奈良県の事業でございます。うちといたしましては、粘り強く要望を重ねていくとともに、その地区、いわゆる五條東の玄関口の地区で奈良県と協定を締結するというふうな運びになりますれば、事業の早期実現というのが非常にその可能性が高くなってくるのかなというふうに考えておるところでございます。

もう一つ、国道三一〇号でございますが、このたびの基本協定では「中南和・五條の玄関口ゾーン」に位置付けられた主要な道路でございます。五條市の道路交通の骨格をなす重要な路線というふうに認識をしておりますので、奈良県と十分に協議を重ねて取り組んでまいりたい

というふうを考えておるところでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）小島トンネルに関しましては、皆さん御存じのように両側から道路整備ができています。それにあたって特に両サイドの地域住民の方、御協力、屋敷を提供していただき御協力いただいた方もおられますし、またその周辺に今お住まいの方もおられます。そのときに必ず事業の説明はなされておるはずなんです。その方々からいろんな話をお伺いしますと、当時の約束と違っていると、ここへトンネルを掘ってこうして利便性の向上につながりたいという行政側の意向を酌んで地域住民の方も協力し、理解し、今そこまで来ているのです。それがあそこで頓挫しているということは全く約束が違うやないかというような不信感も多々耳にしておりますので、今後において市としても県に働き掛けていただくことをお願いします。

また、小島トンネルに関しては、おっしゃるように二四号へのアクセスの面から非常に効果的で特に野原地区・南宇智地区そして西吉野地区を中心とした柿の生産農家の皆様に対し、非常に利便性の向上につながり地域の活性化にも役立つと考えます。

また、国道三一〇号の拡幅に関しまして、今の答弁のとおり今後のまちづくりに重要な位置付けにあると思いますので、十分な協議をし、進めていただきますことをお願いしまして、次の質問に移ります。

七つ目です。シビックコアの形成について。定義・計画についてでございます。

本年二月二十二日に県と締結した「五條中心市街地地区まちづくり基本協定」に「行政機関を集約した市民開放型のシビックコア形成」とあるが、シビックコアとはどういうものなのか、答弁願えますか。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

国・県や市町村の行政施設は、地域の人々の安全で豊かな生活を支える様々な行政サービスの拠点的機能を果たしております。

国土交通省が創設いたしましたシビックコア地区整備制度におきましては、「行政施設が持つ役割を市町村の定めるまちづくりの基本方針に沿って、行政施設や民間建築物等を含めた地区を形成することにより、そこで暮らす人々により便利な行政サービスを提供するとともに、地域の顔となるような新しい魅力とにぎわいにあふれた地域づくりを推進しようとするもの」とされております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の答弁にもありました、国土交通省が創設したシビックコア地区整備制度というものがあり、その地区事例を見ますと、全国で十八の地区があります。まず参考までに、面積を見ますと、十八地区のうち四〇ヘクタール以上が二地区、三〇から四〇が三地区、一〇から二〇ヘクタールが七地区、五から一〇が五地区、五ヘクタール未満はわずか一地区でその全てにおいて街路事業が組み込まれ、大半が直線道路であり面積が小さくなればなるほど地区外のアクセスへと直線での接続を重視されています。また計画においても「地区整備の基本方針」、「官公庁施設、民間建築物等の配置及び連携」、「空間構成、景観形成及び緑化修景」、「関連都市整備事業」、「概ねの時期」等々を策定し、「官庁施設整備十箇年計画」を添え、地方整備局の同意を得なければならず、国土交通省が創設したシビックコア地区整備制度を活用せず形成のみといえど、シビックコアという言葉を活用するのであれば、余りにも構想計画が乏しすぎると思われます。せっかくの良い発案なので、様々な協議をして実現可能な計画を立て、我々議会にもお示しいただき、より多くの理解を得て、皆の考え、想いを一つに取り組める環境の構築をお願いしまして、次の質問に移ります。

八つ目の消防団の条例についてでございます。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十五年十二月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、いわゆる消防団等充実強化法でございますが、これが成立いたしました。市においても消防団への加入促進等に関する必要な措置を講ずることが義務付けられました。さらに、平成二十七年十二月二十二日に第二十七次消防審議会におきましても、「在勤者の入団の促進」について最終答申されたところであり、こうしたことから、今回居住地は五條市以外でも、五條市で勤務する者については、消防団に加入できるべく条例の改正を行い、消防団への加入促進を図るものがあります。

特に、この先例といたしまして、今回新たに設立を検討しておりますのが、市外から市役所に勤務する職員を念頭とした「五條市消防団機能別市役所支援隊」につきまして、特に効果が得られると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）現在の消防団員さんの人数、条例定数及びその根拠、危機管理課が考える消防団員の充足数についてお尋ねします。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十八年、本年三月一日現在での人数でございますが、五百六十六人であります。また、条例定数は六百三人で、その根拠といたしましては、平成十七年の一市二村合併時の実団員数が基礎となっております。内訳といたしましては、旧の五條市が三百三人、旧西吉野村が二百八人、旧大塔村が九十二人であります。また、危機管理課といたしましては、消防団員の充足数につきましては、現在の定数六百三人が、総務省消防庁の「消防力の整備指針」によります、「消防団業務を円滑に遂行するために地域の実情に応じた必要な数」であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の答弁で、定数六百三名、現在籍数五百六十六名、その五百六十六名の消防団員の方の中で、実働団員数が気になるところであると思うのですが、別の機会にお尋ねします。

現在の消防団条例の第五条第二号第四項の規定の「六箇月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者」に該当する消防団員は存在するのか。また、今回の条例の改正との関連性について答弁願います。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

消防団条例の第五条第二号第四項につきましては、消防庁の準則でも規定されており、今回の改正につきましてもこれを基準としたものでございます。「居住地を離れて生活することを常とする者」につきましては、県を通じて総務省消防庁に問合せましたところ、「住民票の有無にかかわらず、所在不明や出動要請に応じられない団員」という想定であるとの回答をいただいております。現在の本市消防団の団員の中には該当者はいないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の答弁で、出勤要請に応じられない団員さんはおられないということでもよろしいですね。

次に、消防団員は各自職業をお持ちの方であります。訓練や啓発活動、防火・防災活動ができる体制の構築が必要と思われまます。特に民間企業の事業主に消防団活動の理解が必要です。

現在、危機管理課では、消防団員が勤務する事業所に理解を求める啓発活動は行っておられますか。答弁願います。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、男性分団につきましては、自治会単位で自治会長の推薦により選出された団員により構成されておりますので、男性団員の勤務先である全ての事業所への啓発活動は行っておりません。

女性分団につきましては、自治会ではなく、各事業所等より選出された団員により構成されておりますので、所属の事業所への啓発活動は行っており、既に御理解を頂戴しております。

以前は、団員の勤務先であります事業所への啓発活動を行ってりましたが、今後は、団員が勤務する事務所等への啓発活動を積極的に実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）団員さんがお勤めの事業主様には、活動に対する御理解を得る働き掛けをしっかりとお願いしておくことが有事の際に大きく影響するものと思われまますので取り組みをお願いします。

基本的には消防団というのはボランティア活動です。そのボランティア精神にのっとりて団員さんとなっていた方がいい方がよりこの消防団活動に取組やすい環境を構築するためにも、そのお勤め先の事業主様にはそういう御理解を深めていただくような取組が団事務係として大いに必要であると思いますので、是非その辺は抜かりなくよろしくお願いいたします。

次に、住所移転等で市外に居住し、団員が少ないため消防団を抜けれない状況で引き続き入団されている団員さんがおられ、条例にそぐ

わない状況で団に入っていたら、消防団員がおられると聞いています。その方々が、万が一消防団活動で事故に遭った場合、条例にそぐわない状況で任用している消防団員の補償は、五條市消防団員等公務災害補償条例の対象となることのできるのか。その辺答弁願いますか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市消防団員等公務災害補償条例におきましては、当該条例第一条におきまして、消防団員や消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者など、いわゆる応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的としております。

議員の御質問のとおり、入団後に住所を移転する等で市外に居住している団員についても適用されるのかということですが、団員としての身分を保有している者が消防団活動中で事故に遭った場合につきましては、適用できるということで、消防団員等公務災害補償等共済基金から回答をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）消防団活動で事故に遭った場合は補償していただけるということで、消防団活動をするにあたって離れた地域におられましたら通勤と、その辺も明確にさせていただいて、そういういろんな状況の中で、住まいを離れておいてもやっぱり自分が生まれ育った地域に対しての消防団活動というボランティア精神にのっとって在籍していただいている団員さんに対して不遇の環境とならないようにきつちりとその辺の整備をしていただけて取り組んでいただけますようお願いしたいと思います。

後は、定数に満たない、先ほどの話に戻りますけれども、定数に満たない三十九名の補充をどうされるのか、五條市消防団機能別市役所支援隊との連携により、実働団員さんの数も把握し、実働ですよ。在籍団員さんと違いますよ。実働の団員さんの数も把握し、所属団員さんの間で不公平のない活動に取り組める環境を、団事務を預かる担当課としても責任を持って構築されることをお願いしまして、私、牧野雅一の一般質問を終わらせていただきます。

その前に、この場をお借りしまして、晴れて今議会を最後に、退職を迎えられます理事者各位におかれましては、過去十回にわたる定例会議において数々の非礼をおわびし、また数々の御指導をいただいたことに対し、心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

そして四月からは違った観点から叱咤激励をいただき、より良い行政機能の構築に御協力賜りますことをお願いしまして、改めて私、牧野

雅一の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（吉田 正）以上で、三番牧野雅一議員の質問を終わります。

次に、四番、宗部康寛議員の質問を許します。四番宗部康寛議員。

〔四番 宗部康寛質問席へ〕

○四番（宗部康寛）議長から発言のお許しをいただきましたので、宗部康寛が通告のとおり一般質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

新庁舎建設予定地周辺道路アクセスについてですが、その前に、最近の新聞紙上におきまして、県とのまちづくり基本協定の記事の掲載がありました。その中に五條市の中心市街地地区の基本構想が書かれており、具体的には旧五條高校跡地に行政機関を集約したシビックコア形成の取組を推進するという記事がありました。それは市民開放型の地域のコミュニティの形成、そして文化交流の形成、さらには県・市を含む防災拠点の形成が計画されているようですが、構想が発表された以上、この新庁舎建設予定地周辺の道路整備計画をどのように進めていくのか。そこで質問いたします。

まず、（一）奈良県とのまちづくり協定に伴うJR五条駅周辺整備についての進捗状況及び今後の展開をお伺いいたします。

○議長（吉田 正）田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

奈良県とのまちづくり協定に伴うJR五条駅周辺整備についてですが、五條市中心市街地地区のまちづくりのテーマを『新たな中南和の玄関口の顔づくり』とし、取組のテーマを、①五條インター周辺について、『中南和・五條のゲートウェイ機能』、②旧五條高校跡周辺について、『シビックコアの形成と周辺地域の活性化』、③五條新町周辺について、『いにしへの五條を体感できるまちなみの維持と交流機能の強化』としています。ところが、中心市街地地区には公共施設が点在して、市民へのサービスが低下しているとともに施設の老朽化も著しく、これらの課題の解決が急務であり、公共施設の一元化と施設の更新により、地域住民の交流や住民サービスを充実させていかなければなりません。

また、来訪者が地域の魅力を体感し、改めて訪れてみたくなるよう、また居住者が町に誇りを持てるよう官民一体となって五條市の持つ価

値の維持、活用・改善により、地域の資源や魅力を高めるとともに、個性を伸ばしていくものでございます。

JR 五条駅周辺地区につきましても、『円滑な移動空間の演出』として、駅前広場の整備や、五条駅の南北をつなぐ自由通路、及び周辺道路の整備等を県と協働して、実現に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） ただいまいろいろとお話がありました中に、五條市のいろいろな箇所でのまちづくり構想が描かれているようですけれども、五条駅周辺道路の整備計画の中に、なかよし保育園の前を通る岡口三号線の新設改良箇所、約二七〇メートル区間、そして岡口踏切南側から五条駅南側に抜ける須恵一号線二七〇メートル間の新設道路計画箇所、いずれも五条高校跡地の東側に接続の新しいルートでございます。この計画が進むことにより、地域活性化及び五条駅南北道建設促進特別委員会といたしましても、今のところかねてからの計画であります。より東側の延長五六〇メートルのオーバー南北連絡道案、そして平成二十六年地域活性化及び五条駅南北道建設促進特別委員会の要望活動としてJR大阪支社を訪問し、五条駅周辺整備についての事業の早期実現化に向け要望を行いました。

内容といたしましては、現在の駅舎付近の平面交差の要望も強く行いましたが、それについては難色を示されました。県とのまちづくり協定に基づく駅周辺の道路整備が進めば、当初からの要望内容での計画ルートとは少し違いますけれども、一定の方向が見出せるのではないかと思っております。

今後地域活性化及び五条駅南北道建設促進特別委員会におきましては、さらなる目的達成のために、このまちづくり協定と併せて推進してまいりたいと思っておりますので、ゆるぎないお力添えを賜りたいと思っております。

それでは次の質問に移ります。

(二) 岡口六号線から本町六号線の拡張計画についてであります。昨年の九月にもこの路線についての質問をさせていただきました。そのときも旧五條高校跡地の有効活用について、市としての計画、そして今後の県とのまちづくり協定に基づいた計画がどのように進んでいくのか、そのような状況の中で、まず周辺の道路整備が不可欠であるという質問をさせていただきました。その中で具体的な路線として、旧岡中線から岡口六号線と本町六号線の道路整備をしてほしいという話をさせていただきました。旧消防署前の三一〇号から市道本町六号線を通り、そして旧岡中線に抜けるルートが改良されることにより、本町・釜窪から岡口・須恵へのアクセスが容易になり、利便性も高まり地域

間交流も深まり、大変費用対効果の高い計画であると思うので、早急な基本計画に進んでほしいという、私の突発的な発言をさせていただきました。その答弁に、「県との包括協定との進捗状況を鑑みて総合的に考え、岡口三号線を含む道路改良事業が優先すべき最重要路線と考えている。」との答弁をいただきました。それは行政としては最もな考えであると思いましたが、しかし今現在、市役所の位置を変更するという条例制定が今議会に上程されておりまして、県とのまちづくり協定に基づく道路整備が進む中で、今後周辺アクセスの整備については市の独自な取組が必要ではないのか。駅周辺のみならず、旧五條高校跡地を中心とする周辺からのアクセス道、アプローチ道路の計画が西方向から必要ではないのかという意見が新庁舎建設特別委員会でも出ております。私も委員外の議員であります。特にこの三一〇号からのアプローチ道路として、再整備可能な現市道と考えております。今のところ約三七〇メートル間に關しましては未定ということでございます。も、その辺のところの説明の答弁をお願いいたします。

○議長（吉田 正） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

市道岡口六号線から本町六号線への拡幅計画ということでございますが、五條市中心市街地地区、五條病院周辺地区のまちづくりに關する基本協定に基づく構想において、円滑な移動空間の演出による駅前広場・周辺道路の整備として記されております。

本道路に關しましては、旧五條高校跡南側に接する市道旧岡中線と旧消防庁舎付近への国道三一〇号を結ぶ道路となりますが、旧五條高校跡の有効活用の観点から、本ルートにつきましても当該地へのアクセスとして有効となるものではありませんが、旧五條高校跡周辺道路の整備といたしましては、五條駅北側からのアクセスとして市道岡中線と市道旧岡中線を結ぶ市道岡口三号線の新設改良が喫緊の事業であると考えております。

五條駅南側からのアクセスとして、市道旧岡中線と県道五条駅停車場線を結ぶ市道須恵一号線の改良事業につきましても優先すべき路線と考えております。

県との基本協定を踏まえ、本陣交差点の改良や今後の国道三一〇号の整備計画等を見据えた上で、国道三一〇号へのアクセス道路につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）何か私の言っているこの道路が後回しにされているような気もいたします。今の答弁には県とのまちづくり協定に基づく構想についての整備計画の岡口三号線、そして須恵一号線の改良事業が最優先ということは分かりました。

私はそんなことを聞いておるのじゃないんです。岡口六号線と本町六号線をいかに利用しやすい現市道に改良するのか、その辺のことを聞いておりました、この路線におきましては、県とのまちづくり協定に基づく道路整備予定には入っておりません。ですから早急な整備計画が必要ではないのかなと思っております。

この路線の事業費については、概算の試算はされておりますか。

○議長（吉田 正）田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

本路線の事業費ということですが、この道路は道路構造令等の基準に合致する検証も必要なことから、事業費額は現在において未定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）昨日からこの路線のことで一般質問が出ております。やはり未定であると、ここに書いてありますとおり、私がこれ一般質問するのに皆さん未定と言うとんやから、やはり未定であると思えます。しかし今の答弁の中に、道路構造令の基準に合致するかどうかということがありましたが、これはどういうことですか。

○議長（吉田 正）田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

道路構造令につきましては、道路法の規定に基づき道路を新設し、または改築する場合における道路の構造の一般的技術基準を定めた政令でございます。

特に、国の補助金等を活用する場合には、この政令に沿った構造としなければなりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）それは道路構造令といいますのか、拡幅工事も含めて、そして橋もありますし、急な上り勾配も一部あると思います。そういうところのことで、検証されなアカんと、懸念されるということでもよろしいですか。

○議長（吉田 正）田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

今、議員お述べのとおりでございます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）そういうことが懸念されるのであれば、なおさらそのことを先に検証した上でどうかということも大事ですけれども、まず予算も掛かることですけれども、抑えていただいて、予算計上といいますか、していただいて、こういう事情で改良が難しい、そんなことへ進むべきではないのかなと私は思っております。

なぜこの路線にこだわるのか、取りあえずこの道路しか国道三一〇号からの西からのアプローチ道路として、私は考えられないから言っているのです。平成三十二年度内に新庁舎を建設するのであれば、なおさら市民に納得してもらわなければなりません。この状態では説明もできない一部路線でもありますし、特化した箇所ではなく、今後拡幅も含めた調査を進めるということであれば分かりますけれども、まず全体的な予算、そして用地交渉等大変な年月を掛けなければなりません。まして地権者の方々にはもちろん近隣の住民の方々には多大な御迷惑をお掛けすることとなり、御協力が必要なことも承知しております。ただこの道路形状は見通しが悪く対向もできません。用地交渉が進むところだけでも待機所の確保、皆さんが、各議員が、こういうことを考えております。待機所の確保ができないものか、道路というよりは本町三丁目の住宅地への進入路ともいえるコの字型の部分もあるわけです。そして新設とされる部分も含めまして、もつと利用しやすい市道整備を進めることが重要だと思っております。今市道があるその道に少し改良を掛けるだけで必要最低限の道は確保されます。国道三一〇号からのアプローチも容易となり、利用しやすい道路に改良することが求められてくると思えます。

今後、県の考えているシビックコア形成という計画の中で、市の新庁舎がこの場所に移せるかどうかの大変重要な場面だと私は思っております。新庁舎予定地の東側にある道路だけがアクセス道路ではないと思います。主要幹線道路からいかにスムーズに目的地に行けるのか、この路線がアクセス道路だと思います。この路線のみならず、ほか路線につきましても新庁舎予定周辺地道路整備アクセスにつきましては、今後県とのまちづくり協定の整備の推進はもちろん、市として市民に説明のできる計画案を提供願いたい。各議員は市民の声を反映すべく意見

を述べているのですから、県と五條市ではなく、今後市民の皆様方には深く御理解を求めることができるよう、そして五條市と市民とがまちづくり協定を結ぶことができるような計画案を今後の提案に御期待を申し上げます。答弁は結構です。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正）以上で、四番宗部康寛議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩に入る

午後一時二十八分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

次に、十二番、大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず最初、子供医療費の窓口負担無料化実施と政府のペナルティー廃止及び政府による小学校就学前までの医療費無料化実施の要請についてでございます。

この件につきましては、昨年の十二月議会でも質問をさせていただいたわけでございますけれども、御存じのように子供の貧困、また子供を育てておる若い御夫婦の困難さというものは大変な状況になっております。その点で新しい調査資料が入りましたので、子育て世帯の皆さん方の貧困状況を申し上げますと、生活保護費以下の収入で、プラス子育て世帯の割合が一三・八パーセントとなり、一九九二年から二十年間で倍増したとの調査結果を山形大学の戸室健作教授がまとめて、三月一日に発表しております。全国平均は一三・八パーセントですけれども、奈良県を明らかにしますと、一一・七パーセントということになっております。生活保護費以下で子育てをしておる世帯の割合が

こんなに多いということです。したがって、この子育て支援、若者夫婦への支援というのが非常に求められてきておりまして、今開かれております五條市議会の議案の中でも、中学校の通院の医療費の助成予算も挙げられております。また同じく今開かれております奈良県議会の予算の中でも、小学校の通院費と、そして中学校の通院費の医療費助成の予算が挙げられておるわけでありまして、皆さん方の期待に応える方向に進んでいるわけでありませうけれども、しかしまだまだ大変な状況でございます。

これの医療費助成の拡大はまだ必要だと思いますけれども、同時に、医療費の支払いを一旦窓口で基本的に全額支払って、後で返していただくという、この制度では、やはり若い御夫婦の先ほど明らかにしました生活保護費以下で子育てをしておる若い夫婦の皆さん方は、後で返してもらっても、一旦全額を払わなければいかんというのは大変な負担になっておりまして、病院に行くのも苦になっているという状況も聞かれます。

したがって、この五條市で奈良県でも窓口負担無料化を実施すべきであるということ強く申し上げたいと思います。同時に、その窓口無料化を実施しておる全国の自治体に、政府は国保の補助金等で減額するというペナルティーを現在も掛けております。これを政府になくすように、さらに声を挙げるべきだと、そして最低、この子ども医療費助成のこの件につきまして、政府も当面小学校就学前までの医療費ぐらいは政府として無料化にすべきだという欲求をあらゆる機会を通じて強めていただくことが必要ではないかというふうに考えます。

ちょうど十二月議会でも明らかにしましたように、全国自治会長の皆さんや全国の市町村の自治体の皆さん方の声で、やっと去年の九月二日、子供の医療制度の在り方等に関する検討委員会が厚生労働省で立ち上げております。その結論が大体三月中と言われておりますけれども、現在まだ政府は子供の医療費の窓口無料化を実施している自治体にペナルティーを掛けることをやめるとはまだ明言しておらないという状況ですね。また政府自身も子供の医療費助成に何らかの実施をするということもまだ明言しておらないという状況で、この在り方の検討委員会がもう終わるといふそういう局面に向かっておりますので、日にちはありませんけれども、あらゆる機会を通じて、この政府への要求を強められるということが非常に緊急課題になっていると思っておりますけれども、一つ努力をいただきたいと思っておりますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正）稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市の子ども医療費助成は、子供の健全な育成と発達を願ひ、また、若者の定住促進に資するため等で充実を図ってまいりました。

医療費の窓口での現物給付化につきましては、国庫負担金減額のペナルティーが行われることから、奈良県においては、平成十七年度に県や各市町村の代表及び県医師会等の関係者で構成された検討委員会の提言を踏まえ、県下統一で自動償還方式により助成を行っております。

現物給付化への変更につきまして、奈良県医師会等の関係団体、病院や薬局等医療機関、審査支払機関である奈良県国民保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金など多くの機関も含め県全体で取り組む必要があり、県下市町村の意思統一と関係機関による協議・検討を行っていかねばならないと考えております。

国民健康保険国庫負担金の減額調整廃止につきましては、厚生労働省の子供の医療制度の在り方等に関する検討会において議論されているところでございます。

市といたしましても、市長会を通じて県への要望活動を行うほか、近畿都市国民健康保険者協議会や国民健康保険中央会を通じまして、国へ要望を行っているところでございます。

国における子ども医療費助成制度につきましては、全国知事会及び全国市長会より制度の創設の要望が行われているところであります。今後も、国の動向を注視しつつ実現されるまで関係団体と連携し要望活動が続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 方向はもう全ての機関、団体が一致しておりますので、実現するまで一つ頑張っていたいただきたいというように思います。

次、吉野郡での地震の多発や南海トラフ地震及び豪雨を想定した災害防止対策の強化について質問をいたします。

まず一番、上流ダムや周辺ダムの耐震照査の要請、そして（二）ダム緊急放流防止対策の要請について、（三）奈良県広域消防組合五條消防署及び分署への重機及び搬送車の配置について質問をいたします。

御存じのように、昨年は大変な豪雨で日本の国内も世界的にも大変な被害がありましたけれども、同時に世界全体で地震も多発して、日本国内も大変な地震が多発しており、被害も大きくなっております。

この五條吉野郡の中で昨年から今年に掛けて発生した地震を再度明らかにしますと、吉野町が震源地として発生した地震を明らかにします。その一つは昨年十月六日吉野町を震源地として震度三の地震が発生しており、同時に昨年の十月十五日、震度一の地震が発生しております。

十一月三十日、これは震度三の地震が発生しております。今年に入ってから二月十四日に吉野町を震源地として震度一の地震が朝八時頃、震

度二の地震が午後三時頃発生しております。こういうふうには五條市の近くでも激しい地震が集中的に起こっております。したがって、将来南海トラフ地震が想定されておりますけれども、それまでにおいて、この五條市周辺でも大変大きな地震が発生するというふうなみで対応を強化していかねばならないのではないかなというふうに思います。

まずその強化の一つは、五條市の上流周辺にはダムがたくさんあります。したがって、このダムの決壊が起こりますと、これは言葉に表せないぐらいの被害があるわけですね。特に先ほど申し上げました吉野町を震源地の地震は、ちょうど吉野町にある津風呂ダムに近いところになるといことですね、震源地がね。したがって、目を離すことができないのではないかなと思います。

このダムの耐震照査につきましては、平成十七年に国土交通省河川局が大規模地震に対するダム耐震性能照査指針というのを出しているわけですね。この時点では案ですけれどもね。この指針を見ますと、耐震性能の照査の基本としてダムの耐震性能の照査はレベル二地震動に対し、所要の耐震性能が確保されていることを確認することを目的として行うということで、やはりもうダムの耐震照査をやれという方針が出てくるわけですね。

先ほど申し上げました、五條市の上流近辺のダムが建設されてから現在まで何年経っているかということをおぼろげに申し上げますと、一番古いダムが吉野町の津風呂ダム、昭和二十七年に着工して三年間ぐらいで完成しておりますから、もう完成してから約五十九年経過しています。吉野、津風呂ね。そしてその次は、猿谷ダムが昭和二十八年工事着工しております、三年掛かりで完成しておりますから、これは五十八年経過しております。後、大迫ダム五十七年、風屋ダム五十六年、二津野ダム五十四年と、もう全てほとんどのダムが五十年以上経過しているわけですね。大体コンクリートで固めたダムの堤防の正常な寿命は五十年と言われておりますから、全て五十年以上経過しているわけですね。だから下流の五條市はこのダムの耐震照査を強く求めて、そして調査したところは調査内容と結果をちゃんと文書でもらうべきですね。それが今重要ではないかと思えますけれども、後で答弁いただきました。

もう一つダムの緊急放流防止対策の要請についてでございますけれども、これはもう御存じのように四年前の紀伊半島大水害の大塔町災害は、いわゆる空から降った豪雨と同時に、豪雨によって貯まった猿谷ダムの緊急放流の二つの原因によって熊野川の河川がえぐられて、そして豪雨によって山が崩れやすいような状況になっておったということもあるわけですから、だから大雨、台風ときは、ダムの貯水量を必要最小限に減らして、そして緊急放流をできるだけなくすという、この対策が求められておりますけれども、猿谷ダムがやっと災害後、今のダムの機能の範囲内で緊急放流防止対策を取りました。池原ダム、風屋ダムもダムの機能の範囲内で調整をするということでやっております。

れども、まだやっておらないと思うのが五條市の上流にある津風呂ダム、その上の大滝ダムの上の大迫ダムと入之波ダム等々がまだ緊急放流防止対策を実施しておらないというふう聞いております。

したがって、この要望も強めて実施するまで五條市としては目が離せないわけですね。四年前の大塔町災害では多くの方が亡くなり、行方不明になりました。十数年前の大迫ダムの緊急放流によっては、この吉野川流域で十数名が亡くなり、行方不明になっているわけですからね、この五條市はダムの緊急放流による被害というものは長年にわたって被害に遭っているわけですから、これも実現するまで強く要望していくべきだというふうに思いますけれども、後で答弁をいただきたいというふうに思います。

(三)の奈良県広域消防組合五條消防署及び分署への重機及び搬送車の配置についてですね。これはもう四年前の紀伊半島大水害の大塔町災害で我々は経験していますね。あのときは国道に崩れた山の土砂の排除、また惣谷、篠原へ行く林道の方に崩れた土砂の排除につきまして、いわゆる大久保駐屯地の自衛隊の要請によって自衛隊がやってくれましたけれども、しかもっと正確に言えば、あの四年前の災害のときに、大塔消防分署、十津川消防分署にユンボ、重機等搬送車を配置しておいたら、自衛隊が大塔町に着くよりもっと早く災害現場で土砂の取り除きができたわけですね。自衛隊が来てくれたのは四日の十時三十分ですね。十時三十分に着いていますね。要請したのが九月四日の七時三十五分ですけどもね。もう三日には大変危険な状態で大勢避難所へ避難していただいておりますし、三日の日にはもうかなりの山崩れ等々が発生していたのではないかなというふうに思いますね。

したがって、何遍も言いますけれども、あの大塔町災害でも大塔消防分署、十津川消防分署に重機を配置しておいたら、自衛隊は四日の十時ですけども、もっと早く災害現場に駆けつけられたということが証明されるわけですからね、まだまだ先ほど申し上げましたように、地球温暖化対策でかなり世界中の国が頑張っておりますけれども、そう簡単にはなりませんから、また来年も再来年も豪雨があるとみておかないといけませんし、地震もあるとみておかなければいけません。特に豪雨の場合でも、いわゆる奈良県の南部に被害が大きいわけですけども、南海トラフ等の地震を想定した場合でも、地震の震源地は大体太平洋側ですから、豪雨の被害と同じように奈良県の南部の被害の方が大きいと見ておかなければあきませんわな。したがって、私は県との働き掛けも必要ですけども、まず五條市の大塔分署、十津川分署には優先的に重機、搬送車の配置をするべきではないかということをご提案したいと思っておりますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(吉田 正) 山本危機管理監。

○危機管理監(山本修二) 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず一つ目でございますが、上流ダムや周辺ダムへの耐震照査の要請についてでございます。

議員の御指摘のとおり、昨今、奈良県内におきましても、多くの地震が発生しております。

御質問のダムの耐震照査でございますが、国土交通省の管理する大滝ダムや猿谷ダム、また電源開発、関西電力が管理するダムにつきましては、既に耐震照査が実施されまして、耐震性能上問題はない状況であると各関係機関から報告をいただいております。

また、農林水産省の管理する大迫ダムにつきましては、平成二十七年より現在も実施しているところでございます。

また、津風呂ダムにつきましては、平成二十九年に実施予定と確認いたしております。

南海トラフ大地震は、今後三十年の間に高い確率で発生すると言われておりまして、万が一、ダムが決壊するということになりますと、下流に大きな被害を及ぼすことから、いまだ耐震照査の完了されていないダムにつきましては、ダムの管理者に対しまして、早期の検証、完了をいただくよう要望してまいりたいと考えております。

次に、二つ目の御質問でございますが、ダム緊急放流防止対策の要請についてでございますが、平成二十四年に完成されました国土交通省の管理する大滝ダムにつきましては、いわゆる洪水調整機能を兼ね備えるダムでございます。

また、猿谷ダムや電源開発の管理する池原ダム、風屋ダムについては、利水ダムであることから元来洪水調整機能はないものの、降雨予測に応じまして、事前にダムの水位を低下させるなど、現有施設を機能的な運用で実施しております。

同様に農林水産省管理の大迫ダム、津風呂ダムにつきましても、大雨による流入量を予測いたしまして、越流しないように洪水ゲートから放流を行うなどの洪水管理を実施しているところであります。特に大迫ダムにつきましては、平成二十七年より放流量を二〇トンから六〇トンに広げまして、洪水量を減少するというような運用をしているところであります。

しかしながら、過去、吉野川におきましても、大きな被害を受けたこともございまして、今後も農水省近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所を始め、国土交通省や関係機関にも下流に影響を及ぼさないよう緊急放流の防止要請を続けて行つてまいりたいと考えております。

続きまして、三つ目の奈良県広域消防組合五條消防署及び分署への重機及び搬送車の配置についての御質問でございます。

五條消防署及び分署への重機及び搬送車の配置につきましては、消防は災害時に人命救助を主に行う組織でございます。レスキュー資器材は保有しておりますが、油圧ショベル等の重機及び搬送車は保有しておりません。これらを保有するとなると、職員の資格、訓練等が必要となり、日頃から多額の経費が必要となることから、喫緊に整備する計画はないということでございます。

しかしながら、本市といたしましては、建設業協会と災害時の応援協定を締結いたしましたして、災害時における早期対応が可能となるような対策を行っているところでございます。

また、今後の消防体制におきまして、消防広域化のスケールメリットを生かした体制の強化として奈良県広域消防組合に要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）ダムの耐震照査の件につきましては、既に終わったところはその調査の内容と結果を文書でもらうと、まだこれからの大迫、津風呂ダムについては、やはり早めるように要望して、終わればその調査内容、結果を文書でもらうという、これを強く求めておきたいというように思います。

（二）のダム緊急放流防止対策の要請ですけれども、頑張るといふ答弁されておりますので、いいわけですけれども、大滝ダムができたかということではできません。夏場にちよつと大きな雨が降つたらすぐに大滝ダムの放流が始まっていますから、その上流にある大迫、入之波ダムが緊急に放流した場合、大滝もかなりの負担になりますから、だから大滝があるから上流の大迫、入之波はいいというふうな解釈では駄目だというふうに思います。

そして川筋は違いますけれども、津風呂ダムですね、これもまだ洪水調整はできていませんから、先ほど申し上げましたように、この間の四回の吉野町を震源地とした地震の震源地は津風呂の近くなんですからね、津風呂ダムの。だからもうダムの耐震照査はもちろんのこと、やはり洪水調整の緊急放流防止対策をとつてもらうように強く求められるように申し上げておきたいというふうに思います。

それと、大塔分署、十津川分署への重機、搬送車の配置でございますけれども、費用が掛かるといふことですけれども、重機にも大小いろいろありますけれども、余り大きな重機の場合は細い道に入られませんからね、仕事ができませんわね。と言つて余り小さな重機は、国道へ崩れた山の土砂を取り除くにはちよつと時間が掛かりすぎるといふこともありますからね、どんな程度がいいのかは日常重機を使つて仕事をされている建設業者の皆さん方にも相談したらいと思ひますけれども、中型の重機一台と四トン車の搬送車一台を確保しようと思つたら幾ら掛かるかぐらいの大体試算できるわけですからね。だからそんなにお金が掛かるものではないと、二箇所配置するぐらいはね。私の概算ですけれども、三千万円くらいあつたらできるん違いますかね。陸上自衛隊駐屯地誘致、ヘリポート誘致よりもかなり安くつくと思ひますよ。

そういうことで、災害が起こったときには、建設業者の皆さん方の力も借りらなありませんけれども、やっぱりそれ頼みではあきません。災害の多い十津川分署、大塔分署には大きな大阪消防局等が重機を持っておるわけですからね、だからやっぱり配置すべきだということを強く奈良県にも働き掛けていただくように強く要望しておきます。

次、大きな三番、核兵器廃絶と軍備縮小を目指す世界の動きから考えた安全保障関連法（戦争法）廃止と陸上自衛隊の駐屯地とヘリポート誘致の見直し及び防衛省自衛隊からの個人情報閲覧及び提供、要請に対する対応についてということに移ります。

御存じのように、過去日本の責任に関係する太平洋戦争やその他世界大戦が多くありまして、日本も世界の国々も反省と教訓からもう戦争は起こしてはならないと、同時に核爆弾は世界の中でも日本だけがこれの被害を受けたわけですから、核戦争を起こしてはならないというその運動が世界各地で広がってきたわけです。その中で、国連は昭和二十年に過去の戦争の反省と教訓から、国連憲章を決めております。第一条、国連の目的ということで、国際平和及び安全を維持するために頑張ると、そのためには紛争等の解決は平和的手段によって、かつ正義及び国際法の原則に従って実現すると、これをはっきり国際連合は決めました。また昭和二十年に国連憲章が決まりましたけれども、その一年後に日本国憲法が日本国民の学者の提案によって、いわゆる日本政府とアメリカ政府の了解の下に国会に提案され、それが決まったのですけれども、その日本国憲法の第二章「戦争の放棄」の中では、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国の権限の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と、陸海空軍その他の戦力は持たないと、これを過去の大きな戦争の反省と教訓から決めてスタートしたわけです。しかし軍事力の持っていたアメリカ・ソ連等々がアメリカは国連承認なしのベトナム侵略戦争を行い、ソ連はこれも国連承認なしのアフガニスタン侵略等々を行って、世界中を冷戦の状態に追いやったために、再度核兵器抑止力論、軍事力均衡論という考え方が広がりまして、現在、世界の中で核兵器がどれだけあるのかと、各国の軍事力がどれくらいになっているのかということの世界の研究機関の調査に基づいて明らかにしておきます。

まず、核保有の状況ですけれども、これは核兵器廃絶を掲げる国際的運動団体グローバル・ゼロが調査した結果ですけれども、いわゆるトップはやっぱりアメリカ七千七百個、この保有と使用維持に対する費用が日本円で六兆一千三百億円ですね。二番はやっぱりロシア八千五百個、この費用が一兆四千八百億円、三番は中国二百五十個、費用は七千六百億円、四番がイギリス二百二十五個、五千五百億円、こういうふうにならずとあるわけですけれども、核保有国はこの国際機関が調べたところでは、後、フランス・イスラエル・インド・パキスタン・北朝鮮と九箇国が持っているというのが調査結果ですね。

そして、軍事力の方はどうかということをおきますと、この調査はイギリスの国際戦略研究所が行っております。去年の状況ですね。これも数がありますから、上位十番目くらいを明らかにしておきますけれども、一番は軍事力ではアメリカで五十九兆七千五百億円でですね。一番、二番は中国で十四兆五千八百億円でですね。今行われている全人代会では防衛力を増やしておりますから、これよりも増えると思います。三番はちょっと予想もつきませんでしたけれども、サウジアラビア、三番ですね、八兆一千九百億円でですね。四番がロシア六兆五千六百億円で、そして五番がイギリスで五兆六千二百億円で、そして六番がインドで四兆八千億円で、七番がフランスで四兆六千八百億円で、そして日本が八番目で四兆一千億円で、去年の額ですからね、しかし今開かれております国会に上程された軍事費はもう五兆円を超えておりますからね。これも増えますからね。ちょっと上位だけ明らかにしましたけれども、こんな状況ですね。

この軍事費の世界の国の全体を明らかにしておきますと、百五十六兆円です。だから先ほどの核兵器の保有国の費用全体が十兆五千五百億円で、この国も核兵器を増やし、軍事力も増やしてきたけれども、そして核兵器の使用する期限がなくなってきたのかとか、軍事力による武力紛争がなくなったかといったら、そうではないわけですね。やっぱり危険はいっぱいあるわけです。武器による武力紛争はもう皆さんも御存じのように世界中で起こっております。これに対して、世界の国民はもうこれではいかんということで、核兵器をなくして、なくした分を国民に回せと、軍事力を国連中心に削減して、削減した分を国民に回せという運動が、戦後被爆国の日本が先頭に頑張ってきたわけですが、それも世界の国々を動かして、国連もかなりこの間頑張ってきたという状況ですね。

世界の国民の皆さんの核兵器をなくし軍備を減らせと、そして国民に回せという運動の主なものだけを明らかにしておきますと、まずはアメリカの国の中ではベトナム戦争やアフガニスタン戦闘やイラク戦争に出兵させられた軍人が、軍人だけで戦争反対の団体を作って、いわゆる大きな運動を起しているということですね。

そして、アメリカの元兵隊の皆さんの自殺は、一日当たり二十人です。一年違いますよ。現在でも一日当たり二十人の元軍人が自殺をしているんですね。戦地で亡くなる人も多かったですけども、今でも一日二十人自殺と、日本の自衛隊員の皆さん方も特別措置法でアフガニスタンとイラクへ、非戦闘地でありましたけれども、入らされて帰ってきて自殺した人が大体トータルこの間明らかにしましたけれども、五十数名ですわな。だからやはりいろんな面で戦争というものがいかになくさないかんなどということが言えるわけでありますけれども、一つはこの間北朝鮮が核実験と事実上の長距離核弾頭ミサイル発射をしました。これに対しまして、世界中の国々は批判を集中して、国連もやっ

北朝鮮制裁強化決議をこの間の三月二日、全会一致で採択しております。その他採択の内容は、もう御存じのように、北朝鮮に出入りする全ての貨物の検査を国連加盟国に義務付けること、北朝鮮へ航空燃料の輸出禁止など、初めての措置を盛り込んでいます。同時に、それだけではないんですね。一番最後に六箇国協議への指示を再確認して、そして北朝鮮の核問題を解決するためには六箇国協議の再開を呼び掛けるということ为国連決議は初めて入れているわけですね。だから世界中の皆さん方の声が大きくなったら、国連の決議でもこれくらい素晴らしいものが出来上がったということですね。

そしてもう一つ、戦争なくして軍事費をなくせという運動で明らかにしなければならぬのは、いわゆる日本の沖縄の皆さん方の奮闘ですね。沖縄県名護市辺野古のアメリカ軍の新基地建設をめぐって、翁長知事が埋立て承認の取り消しの裁判を起こしました。国は国で訴訟を起こして訴訟合戦になっておりましたけれども、この間、福岡高裁那覇支部が示した和解案を安倍政権も沖縄知事も受け入れました。その暫定的和解案のまず一つは、国は県への訴状と不服審査請求を取り下げ、埋立工事を直ちに中止することと、国と県は円満解決に向けた協議を行うと、これを安倍政権と沖縄は受け入れたわけですね。受け入れて現在、安倍政権も和解案に抵触するような行動も起こしておりますけれども、こういうふうな状況になつておられるわけですね。したがって、こういう世界の動き、日本国内の動きを見れば、この世界の核兵器をなくせ、軍事力を国連中心に減らして、もう武力紛争、戦争をなくせという世界中の動きに我々は注目しなければならぬのではないかと思います。

この状況から見れば、やはり自衛隊の皆さん方に武器を持つてもらって、海外の戦闘地域へ派兵するという根拠になつております安全保障関連法案等々は、日本と世界の平和の役に立つというよりも世界の国々を脅かすという法律ではないかなというふうに思います。

今、日本国内でこの廃止に向かった運動と政党間の共闘が始まっておりますけれども、この点我々はしっかり見なければならぬのではないかと思います。同時に五條市への陸上自衛隊の駐屯地やヘリポートの誘致は、これは軍備拡張につながりますから、だからやっぱりこれも明らかにしました世界や日本国内の戦争反対軍備縮小、核兵器なくせという運動から見れば、もう自衛隊の増強、軍備の増強につながる五條市への陸上自衛隊の駐屯地、またヘリポートの誘致は、私は見直すべきだというふうに考えますが、一つ答弁をお願いしたいと思います。

ちよつと続きますけれども、後の防衛省自衛隊からの個人情報については、議長、ちよつと切り離して後でさせてもらいますわ。ちよつとこの分だけ答弁をお願いします。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

核廃絶と軍備縮小を目指す世界の動きから考えました平和安全法制についてでございますが、核拡散防止条約、NPTでございますが、これによりまして国際的に核保有国としてアメリカ・ロシア・イギリス・フランス・中国の五箇国のほかにインド・パキスタン・北朝鮮が核兵器を保有しているのが現状であると言われております。

また、我が国周辺におきましては、中国が一九八九年以降、二〇一〇年を除きまして国防費の伸びが二桁となっております、近年では南シナ海で基地の拡張等を行っております。

我が国の安全保障や防衛に関する事項に關しましては、国の所管する事項ではございますが、このような我が国周辺の情勢等から昨年九月に可決されました平和安全法制は必要だと考えられます。

次に、核兵器廃絶と軍備縮小を目指す世界の動きから考えた陸上自衛隊駐屯地とヘリポート誘致の見直しについてでございますが、以前から答弁させていただいておりますとおり、本市が県と連携いたしましたして、誘致要望をしているヘリポートを含む陸上自衛隊駐屯地につきましては、南海トラフ巨大地震等の大規模災害におきまして、本市のみならず紀伊半島全域の救援・救助の後方拠点としてなり得るものであります。昨年九月の関東・東北豪雨災害におきましても、ヘリコプターによる救助活動は、災害時のヘリコプターの有用性を全国民に周知されました。

また、市の活性化のためにも陸上自衛隊駐屯地の誘致を見直すことはございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今ね、世界中で起こっている表面的なその武力紛争とか軍備の増強、中国等々の軍備の増強等々を見たら、心配されることはもう無理がないと思うのですね。しかし戦後、日本と世界の歴史を見れば、核兵器を持つてこそ核戦争を食い止められるんだと、軍事力を相手よりも高めてこそ戦争を食い止められるんだという考え方で、これ先ほど私が明らかにしたように、核兵器と軍事力がこれだけ大きくなっているわけです。それに対する各国の国民のばくだいな税金が使われているのです。だから幾ら核兵器を持って、軍事力を高めても、危険がなくなっていないという事は、戦後、日本と世界の歴史の中で、結果としてこれ出ているわけですね。だから今世界の国民は国連を中心にもう核兵器を使わせないと、なくさないかんと、この運動に立ち上がり、各国の軍事力も国連中心に話し合いをして、やは

り増やすよりも削減していくべきだという、この世界の国民の声に押されて、国連もその姿勢で今頑張っているわけですね。だから表面だけを見たら、これはもう北朝鮮がああいうことをやった、中国が軍事力を増やしたから、心配なのは最もだと思えますけれども、その考え方は世界から核戦争や核軍事力を根拠とした戦争はなくせないということは戦後の七十数年間で結果が出ていますからね、国民の皆さん方の声も、世界中の国民の皆さん方の声も、それを根拠に核兵器をなくし軍事力を減らせということになっているのではないかと、その辺をやっぱり五條市民の命を預かる自治体として表面だけではなしに、内面内部をよく見て心掛けていかなければならないのではないかと、いうふうに思います。

この二月二十二日、スイスのジュネーブにあります国連欧州本部で核兵器廃絶に向けた法的措置を話し合う新たな核軍縮作業部会が始まっております。ここで各国が参加しておりますけれども、広島で被爆した日本原水爆被害者団体の藤森俊紀事務局長、また長崎で被爆した長崎県の長崎の原爆病院の朝長名蒼院長等々が発言しておりますけれども、この核兵器をなくすという今開かれております会議は昨年の末、国連決議で決まって、その下で行われているんですけれどもね、この重要な会議に、皆さん、いわゆる核保有している、先ほど申し上げました九箇国は参加していません。参加していませんということは核兵器をなくすことに消極姿勢なんです。

そして、世界で初めて原子爆弾の被害を受けた安倍政権の代表は、どのように言っているかということをおきたいと思っておりますけれども、重要なことで、政府の代表で行っていますから、個人名を言うときですよ。この二十二日のジュネーブでの国連の欧州本部で始まった会議の中で、日本の政権の代表として行ったのは、佐野利男軍縮大使ですね。この佐野利男軍縮大使が「核兵器禁止条約の交渉開始についてはまだその段階ではない。」ということ、欠席した核保有国、共有国と同じ態度をとったのですよ。世界で被爆を受けた日本の政府の代表が核兵器をなくそうという国連の会議で、「まだその段階ではない。」という発言をしたのです。これが実態なのです。だから世界中の国連加盟国は大体百九十五箇国と言われていますけれども、そのうちの百二十三箇国ぐらいはもう核兵器をなくそうという意見で一致しております。反対しているのは核を持っている九箇国を先頭に、日本、その他の国だけなのです。世界の圧倒的な国々、国民はもうなくせというこの大きな流れになっているわけです。

したがって、こういうところにもちゃんと目を向けて、日本と奈良県と五條市の方向を決めていくことが、五條市民の安全と利益を守る上で非常に大切ではないかなというふうに考えますので、私が今申し上げましたこの点でよく検討されまして、五條市民の安全と利益を守るために、真剣な検討で間違いない方向を見出すように求めておきたいと思っております。

最後、防衛省と自衛隊からの個人情報閲覧及び提供、要請に対する対応についてでございます。

御存じのように、今こういうことが日本のあちこちで起こっております。奈良県でもこの間起こっている状況を明らかにしておきますと、奈良市では毎年自衛隊の各地方本部を通じて満十四歳、満十七歳、満二十一歳の募集対象適齢者男女の名簿の四情報、住所・氏名・年齢・性別の四情報を閲覧、または提出を要請していたということですね。広陵町でも一緒ですね。一昨年、平成二十六年には自衛隊奈良地方協力本部から広陵町に對しまして、平成十二年四月二日から平成十三年四月一日までの間に生まれた男子の氏名・生年月日・住所の閲覧を求めておったということですね。こういったことは、後でも申し上げますけれども、日本の憲法また個人情報保護条例等々に引掛かるのではないかと思いますけれども、五條市でこの間、防衛省自衛隊の方から特定した個人情報の閲覧提供の要請を受けたことはありませんか。あればその閲覧提供の内容を明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（吉田 正）稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十七年十二月十七日付けで、自衛隊奈良地方協力本部長から住民基本台帳法第十一条の規定に基づき、自衛隊法第二十九条第一項及び同法第三十五条の規定に基づく陸上自衛隊高等工科学校の生徒募集に関する事務を行うため、募集の対象となる男子に係る氏名・出生の年月日及び住所について住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求がございました。

また、平成二十七年十二月十七日付けで、自衛隊奈良地方協力本部長から自衛隊法第九十七条第一項及び自衛隊法施行令第二百二十条の規定に基づき、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名・出生の年月日・男女の別及び住所の情報に関する資料の提供について依頼がございました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）二回自衛隊事務所の方から閲覧提供の要請があったんですけれども、その要請に対してどうされましたか。

○議長（吉田 正）稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

陸上自衛隊高等工科学校の生徒募集に関する住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求につきましては、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び

住民票の写し等の交付に関する省令第一条の規定に従い閲覧させました。

また、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる氏名等の情報に関する資料の提供につきましては、法令に基づき提供いたしました。以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 根拠法令を答弁されて、閲覧提供の根拠が整ったという解釈で協力されているわけですが、この問題は憲法中の国民の権利、義務の中に認められている人権問題に関わることだと思うんですけどもね。これが根拠だと思います。

それと、五條市の個人情報保護条例があるので、この中で第九条「個人情報の利用及び提供の制限」というのがありますね。実施機関、いわゆる五條市は個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。ということ、七つありますけれども、法令等に定めがあるときとか、本人の同意を得るとき又は本人へ提供するときとか、いろいろありますけれども、この中の六番に、国等にその所掌する事務の遂行に不可欠な個人情報を提供する場合において、当該事務の性質上当該個人情報を提供するためやむを得ないと認めるときというのがありますね。しかしですね、この五條市の個人情報保護条例が、今部長が答弁されました法律の根拠と一致するかどうかですね。これが非常に難しい問題だと思います。私もこの場所で、いやそれは間違いだという根拠はつかんでいませんけれども、これは非常に難しいと思います。しかし、一番最後の、提供の制限の最後の七に、実施機関が五條市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要であると認めるときとありますから、やはり複雑なことを防衛省自衛隊から要望された場合は、即対応しないで、この個人情報保護審議会の皆さんの意見も聞く必要があるのではないかと、同時に総務省自治行政局住民制度課長から、去年の三月三十一日付けで各都道府県住民基本台帳担当部長殿とということで通知が来ていましたやろ。自衛官等の事務募集に関する住民基本台帳事務の適正な執行についてということで、ここには長々と書いてありますから全部は読みませんが、資料の提出を市町村の長に求めることができないにもかかわらずこれを求め、当該市町村の長が当該資料の提出を行った事実が判明しましたと、一旦はこういうふうには、総務省はこういう見解を出しておるのですわ。防衛省自衛隊が要求した資料は求めることができないと。その次にまいりますと、自衛隊地方協力本部の長が、当該募集に関し必要となる氏名等の情報に関する資料提出を市区町村の長に求めることについて、その根拠となる法令上の規定が存在しないため、根拠となる法令上の規定が存在しないということも、一旦総務省は言っているわけですね。他の法令において情報の提供を求めることができる旨の規定がある場合には該当しません

と、今回の事案は住民基本台帳法第十一条第一項に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧によるべきであったと考えますと、だから住民基本台帳の一部を提供したということと総務省が最後に言うている住民基本台帳法第十一条一項に基づく住民基本台帳の一部の写しとはちよつと違うん違いますか。大変難しいことだと思うんですね。だから防衛省自衛隊から求められたら、皆さん方も、対応は大変だと思うんですね。しかし現在、国会で可決された安全保障法でも日本の憲法学者や弁護士は憲法違反やと言うているんです。だからこういうことが起こるわけですからね。だから、こういう問題でも法律に違反していないかどうかということをよくこれから検討すべきだというふうに思いますね。そのことを強調いたしましたして、私の一般質問を終わります。

○議長（吉田 正）以上で、十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、午後二時五十分まで休憩いたします。

午後二時三十七分休憩に入る

午後二時五十分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田 正）日程第二、報第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第一号 平成二十八年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について。

○議長（吉田 正）報告を求めます。上田土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 上田幸則登壇〕

○土地開発公社事務局長（上田幸則）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第一号、平成二十八年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について、主な項目を地

方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十八年年度五條市土地開発公社事業計画書、予算書、資金計画書の一ページより御覧いただきたいと存じます。最初に、平成二十八年年度事業計画より説明させていただきます。

まず、工業団地を造成する事業であります一般用地取得造成事業計画でございますが、新規事業につきましては、平成二十八年年度の計画はございません。

次に、継続事業につきましては、今井島台工業団地の水路等の維持管理事業及び基金からの借入金支払利息といたしまして、三十三万円を計上いたしております。

続きまして、二ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、市からの依頼に基づきまして、道路建設等の公共事業に必要とする土地等を事業に先立ちまして取得する事業であります公共用地取得事業計画でございますが、新規事業につきましてはございません。

次に、継続事業でございますが、事業用地名の一の二見公共用地から次の三ページの九の一般国道二四号五條地区歩道設置事業（四工区）の九事業用地につきましては、計画事業費一億五千六百五十四万三千元を計上いたしております。

事業概要といたしましては、それぞれ基金並びに一般国道二四号歩道設置事業につきましては金融機関からの借入金支払利息及び草刈等の管理経費となっております。

事業計画については以上でございます。

続きまして、平成二十八年年度予算を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に、第二条の収益的収入及び支出の予算額についてでございますが、公社の単年度の経常的な事業活動を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と、全ての費用が、現金収支の有無にかかわらず、発生の事実に基づいて計上されるものであります。

収入の部、第一款土地開発事業収益といたしまして、三億二百九十九万九千円を計上しております。

次に、収入の部における内訳でございますが、第一項では土地開発公社が主たる事業によって得た収益であります事業収益につきましては、一般国道二四号五條地区歩道設置事業用地の事業用地売却（国への買戻し）に伴う収益、三億二百万円を計上しております。

次に、第二項では、事業収益とは異なり、主たる事業活動以外の活動を源泉とする経常的な収益であります事業外収益としまして、JR五条駅前駐車場運営及び公社所有土地貸付等に伴う収益、九十万九千円を計上いたしております。

続きまして、支出の部でございますが、第一款、土地開発事業費用といたしまして、二億九千八百七十四万一千円を計上いたしております。次に、支出の部における内訳でございますが、第一項では、土地開発公社が主たる事業に要した費用であります事業費用につきましては、事業用地の売却原価及び事務的経費を支出いたしております一般管理費でございます。一般国道二四号五條地区歩道設置事業用地の事業用地売却原価二億九千七百万円並びに一般管理費を計上いたしております。

次に、第二項では、主たる事業活動以外の活動によりまして生じたものであります事業外費用につきましては、光熱水費等、JR五条駅前駐車場の管理経費及び雑支出でございますまして、九十万一千円、さらには第三項では予備費として五十万円をそれぞれ計上いたしております。恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、第三条の資本的収入及び支出の予算額についてでございますが、資産の処分の有無にかかわらず、資産を増加させるための支出や負債を減少させるための支出及びこれらのために必要な資金収入を計上することとなっております。

また、資本的収入額であります一億五千三百六十万円が資本的支出額であります四億五千九百二十四万円に対して不足する額であります三億五百六十四万円は損益勘定留保資金で補填するものとするということであります。

損益勘定留保資金につきましては、収益的収支における費用のうち、現金の支出が実際には行われなくて数値だけが帳簿上に計上される費用の合計額でありまして、公社の会計処理上、内部留保資金として資本的収支不足額の補填財源として使用することができるものでございます。

具体的には、用地売却原価と前年度末の現金の範囲となります。

収入の部、第一款資本的収入といたしまして、一億五千三百六十万円を計上いたしております。

次に、収入の部における内訳でございますが、第一項では一般国道二四号五條地区歩道設置事業用地の事業用地先行取得に伴う金融機関からの借入金一億五千三百万円を計上いたしております。

次に、第二項では、市からの利子補給金六十万円を計上いたしております。

これにつきましては、公社が市の基金から借り入れをしている利息に対しまして、土地開発公社経営健全化対策の一環としまして、公社保

有土地の簿価上昇の緩和を図るため、借入金利に対しまして、市より補給を受けているものでございます。

次に、支出の部でございますが、第一款資本的支出といたしまして、四億五千九百二十四万円を計上いたしております。

次に、支出の部における内訳でございますが、第一項では用地取得造成事業費として一億六千二百九十四万円を計上いたしております、当該項の細目といたしまして、一般国道二四号五條地区歩道設置事業の事業用地先行取得に係る用地費として一億五千三百万円、各事業用地の草刈等維持管理経費及びその他事務費といたしまして百九十一万一千円、市基金並びに金融機関に対する支払利息として八百二十九万円となっております。

次に、第二項では、借入金償還金としまして、借入金融機関への償還金、二億九千六百三十万円を計上いたしております。予算については、以上でございます。

続きまして、平成二十八年度資金計画を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、一の受入資金でございますが、先ほどから御説明を申し上げました、一の事業収益から四の利子補給金に五の前年度繰越金一千五百五十三万円を加えまして、合計で四億七千二百三十九円となっております。

次に、二の支払資金でございますが、一の事業費用から五の借入金償還金に六の未払金百九万二千円を加えまして、合計で四億六千二百七十三円となっております、差引で九百九十六万六千円の黒字収支を見込んでおります。

七ページ以降の予定貸借対照表及び損益計算書等につきましては説明を省略させていただきますので、後刻御清覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第一号の報告を終わります。

○議長（吉田 正）次に、日程第三、報第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第二号 平成二十八年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について。

○議長（吉田 正）報告を求めます。泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔一般財団法人大塔ふる里センター常務理事 泉谷進治登壇〕

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第二号、平成二十八年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算につきまして、地方自治法第二百四十三条の三、第二項の規定により御報告申し上げます。

まず初めに、平成二十八年度収支予算について御説明申し上げますので、別冊の平成二十八年度事業計画・収支予算書を御覧願いたいと存じます。

恐れ入りますが、二ページから三ページをお願いいたします。

平成二十八年度における一般財団法人大塔ふる里センター事業全体の収支予算でございます。

当期収入、支出予算額はともに一億五千四百二十八万円で、前年度に比べ四万円の増となっております。

収入の主なものとしては、ロジックのくくの宿泊事業収入三千三百万円、ふれあい交流館などの売店事業収入五千八百三十五万円などの事業収入として一億七百四十四万円、五條市からの指定管理料として委託金収入四千二百二十万円などを見込んでおります。

次に、支出の主なものとしては、事業費支出においては、売店販売用商品購入代としての仕入高二千六百六十五万円、職員九名の給料手当三千六百二十万円、電気・ガス代などの光熱水料費一千八百九十万円、食材購入費としての原材料費一千四百六十二万円などとなっております。

また、管理費支出においては、職員一名の給料手当四百四十万円、全職員の福利厚生費百六十万円などとなっております。

次に、各事業別の主な事業について、御説明させていただきます。

恐れ入りますが、四ページを御覧願います。

ふれあい交流館につきましては、当期収入、支出予算額ともに五千二百十五万円で、前年度に比べ四十万円の増となっております。

収入の主なものは、浴場利用、売店事業収入などの事業収入二千五百二十五万円、委託金収入二千四百十万円であり、支出の主なものは、電気・ガス代などの光熱水料費九百五十万円、食材購入の原材料費五十万円などとなっております。

恐れ入りますが、五ページを御覧願います。

ロジ星のくにつきましては、当期収入、支出予算額ともに四千二百二十七万円で、前年度に比べ五十三万円の減となっております。

収入の主なものは、宿泊事業収入などの事業収入三千八百四十七万円、委託金収入三百七十万円であり、支出の主なものは、電気・ガス代などの光熱水料費五百三十万円、食材購入の原材料費六百二十万円などとなっております。

恐れ入りますが、六ページを御覧願います。

道の駅につきましては、当期収入、支出予算額ともに三千七百三十五万円で、前年度に比べ七十万円の増となっております。

収入の主なものは、売店事業収入などの事業収入三千三百五十五万円、委託金収入百六十万円であり、支出の主なものは、商品購入代としての仕入高二千四百十万円、電気代などの光熱水料費二百七十万円などとなっております。

恐れ入りますが、七ページを御覧願います。

大塔郷土館につきましては、本年度四月より営業が再開されており、当期収入、支出予算額ともに一千二百二十五万円で、前年度に比べ四十万円の増となっております。

収入の主なものは、売店などの事業収入七百五十万円及び委託金収入三百七十万円であり、支出の主なものは、食材購入の原材料費二百九十万円となっております。

恐れ入りますが、八ページから十ページの収支予算並びに一ページの平成二十八年度事業計画につきましては説明を省略させていただきますので、後刻御清覧願いたいと存じます。

平成二十八年度におきましても、各施設の経費の削減、大塔の特産品などの販売、宿泊客の利用向上など、一層努めてまいりたいと存じます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。(「十番」の声あり) 十番吉田雅範議員。

○十番(吉田雅範) 以前にも養田議員も言われておったのですけれども、ふれあい交流館、ロジ星のくこの原材料費の方ですけれども、これ前に確認するって支所長言うってくれたんやけれども、シシ肉は五條のジビエル五條のものを使ってくれますんやろな、今年から。

○議長(吉田 正) 泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事(泉谷進治) 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

ぼたんラーメン並びにイノシシの肉につきましては、五條の地元の肉を採用する予定をしております。

また、ふれあい交流館につきましては、在庫が二月までございまして、二月からジビエル五條のシシ肉を注文して加工をお願いしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(吉田 正) 質疑を終わります。

以上で報第二号の報告を終わります。

○議長(吉田 正) 次に、日程第四、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(竹本勝治) 報第三号 専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)。

○議長(吉田 正) 提案理由の説明を求めます。山田理事。

[理事 山田和宏登壇]

○理事(山田和宏) ただいま上程いただきました報第三号、五條市税条例等の一部を改正する条例の一部改正の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が、平成二十七年十二月二十五日に公布され

たことに伴い、本条例を改正するものであります。

恐れ入りますが、議案書五ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条のうち五條市条例第五十一条第二項につきましては、市民税の減免申請書に、個人番号の記載が省略されたため、条例改正が必要となったものでございます。

次に、条例百三十九条の三第二項第一号につきましては、特別土地保有税の減免申請書に、個人番号の記載が省略されたため、条例改正が必要となったものでございます。

最後に、附則によりまして、本条例は公布の日から施行すると定めております。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第五、議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第二号 五條市行政不服審査会条例の制定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程いただきました議事第二号、五條市行政不服審査会条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。お手元の議案書八ページを御覧願います。

この条例の制定理由でございますが、行政不服審査法第八十一条第四項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関の、組織及び運営に関し必要な事項を定めるためでございます。

議案書九ページに移っていただきまして、まず第一条では、今説明申し上げましたこの条例の趣旨、第二条において当該機関の名称を五條市行政不服審査会とすること、第三条におきまして、審査会の所掌事務を定めております。第四条においては、審査会は委員五名以内をもって組織することとし、第五条において委員は審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱すること、委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とすること、委員は再任されることができるということ、委員の任期が満了したとき当該委員は後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとするなど、委員は在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないこと、市長が委員を解嘱できる場合などを定めており、第六条において委員の守秘義務について定めております。第七条においては、審査会の会長について、第八条において専門の事項を調査させるための専門委員について定めております。第九条において審査会の庶務は、市長の指定する所属において処理することを定めております。第十条におきまして、この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定めるとしてあります。

なお、附則においてこの条例の施行期日を定めております。

以上で議事第二号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）行政不服ですから五條市の政治に不服を感じられる市民の皆さん方の申請があったときにそれに対応する委員会条例だと思っておりますけれども、不服を申請する市民の皆さん方の権利、不服申し込み方法とか、そんなのは入っていないんですよ、これ。これはそれで

いいのですか。

それと、この条例は初めてですか、今までなかったのですかね。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 大谷議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、条例に今議員がおっしゃったことが入っていない、これでいいのかということですが、条例としてはこれでこの体裁でいいというふうに考えております。

二つ目の、今までこれがなかったのかということですが、今回国の指導に基づきまして新たに条例を定めるところでございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） そうしたら、市民の皆さん方の中で、この五條市の政治はおかしい不服申請したいというときは、どういう手続きを市民の皆さん方にしてもらうのですか。そのことを書いてないですやろ、これ。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十二番大谷議員の質問にお答えを申し上げます。

今説明した中で、庶務をさせる部署がございまして、具体的に市民の方がそういうふうな行動を起こそうとするときには、まずその庶務をつかさどるところに投げかけていただくというところからスタートできるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田 正） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正） 次に、日程第六、議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第三号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。 福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程いただきました議第三号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

説明に入る前に、おわびと訂正がございます。

議案書二十ページを御覧願います。

二十ページの一行目、第五条、五條市消防団等うんぬんと書いてございますが、正しくは第七条の間違いでございます。訂正をしておわび申し上げます。申し訳ありません。

では、説明申し上げます。

お手元の議案書十二ページを御覧願います。

この条例の制定理由でございますが、全部改正されました行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行うためでございます。

この条例においては、五條市情報公開条例、五條市個人情報保護条例、五條市行政手続条例、五條市固定資産評価審査委員会条例、職員の退職手当に関する条例、五條市手数料徴収条例、五條市消防団員等公務災害補償条例の改正を行うものでございます。

順に説明申し上げます。

議案書の十三ページでございます。

まず、第一条によりまして、五條市情報公開条例の一部を改正することといたしております。

改正内容といたしまして、まず始めに、五條市情報公開条例に基づいてなされる不服申立てにつきましては、五條市情報公開審査会において審査することになっておりますことから、第十一条の二におきまして、五條市情報公開条例に基づいてなされる審査請求については、審理員による審理手続の適用除外とする規定を加えることで、審理員及び五條市行政不服審査会において二重に審査することとしないよう規定の整備を行っております。

次に、情報公開条例に基づく審査請求の手続きについて分かりやすくするため、第十二条といたしまして審査請求の対象として開示の請求に係る不作為を含むことを明らかにし、五條市情報公開審査会に諮問しない場合を詳しく述べることとしております。

その他必要な文言の整理を行っております。

続きまして、議案書の十四ページをお願いたします。

第二条におきまして、五條市個人情報保護条例の一部を改正するということについてしております。

改正内容でございますが、第二十五条関係といたしまして、五條市個人情報保護条例に基づいてなされる不服申立てについては、五條市個人情報保護審議会において審査することとされていることから、五條市個人情報保護条例に基づいてなされる審査請求については、先ほどと同じように、審理員による審理手続の適用除外とする規定を加えることで、審理員及び五條市行政不服審査会において二重に審査することとならないよう規定の整備を行っております。五條市個人情報保護条例に基づく審査請求の手続きについて分かりやすくするために、審査請求の対象として開示の請求に係る、こちらも不作為を含むことを明らかにし、五條市個人情報保護審議会に諮問しない場合を詳しく延べております。その他必要な文言の整理も行っております。

続きまして、議案書十五ページ、第三条により五條市行政手続条例の一部改正を行うこととしております。

改正の内容でございますが、行政不服審査法の全部改正に伴いまして改正された行政手続法の改正に倣った第三条関係、第十四条関係で文言の整理を行っております。

次に、第四条によりまして五條市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することとしております。

第五条第二項について、審査申出書に「住所又は居所」及び「審査の申出に係る処分の内容」を記載することと定めております。同条第三項につきましては、審査申出人が代表者等である場合は、資格の証明等の書面を添付しなければならないと定めております。同条第六項では、審査申出人が代表者等の資格を失ったときは、書面で委員会に届け出なければならないと定めております。

第七条第二項につきましては、電子情報処理組織を使用して弁明された場合には、弁明書が提出されたものとみなすと定めております。

十六ページに移っていただきまして、同条第五項では、委員会は、審査申出人から反論書の提出があつた場合は、市長に送付しなければならないと定めております。

第十二条第一項でございますが、第一号から第四号の事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならないと定めており

ます。

次に、第五条により職員の退職手当に関する条例の一部を改正することとしております。

内容といたしましては、行政不服審査法が全部改正されたことによる法律番号及び引用条文に係る文言の整理でございます。

次に、第六条により五條市手数料徴収条例の一部を改正することといたしております。

内容としましては、行政不服審査法の規定により条例に規定することが必要となった不服申立てに係る審理手続等において提出された書類の写しの交付に係る手数料に関する規定を加えるものでございます。

第三条関係といたしまして、当該手数料の徴収時期に係る規定を加え、写しの交付のときにこれを徴収することといたしております。

次に、行政不服審査法関係手数料の減免は、審理員又は行政不服審査会が行うこととなりますことから、第四条の二といたしまして行政不服審査法関係手数料の減免に係る規定を加えております。

次に、別表に行政不服審査法関係手数料の金額等を加えております。金額等につきましては、既存の情報公開条例に基づく写しの交付に係る手数料と同額となるよう設定しております。

続きまして、議案書の二十ページを御覧願います。

先ほど訂正をお願いいたしました第七条によって五條市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することといたしております。

内容はこちらも行政不服審査法が全部改正されたことによりまして、文言の整理を行うというものでございます。

最後に、附則におきまして、施行期日及び経過措置を定めております。

以上で議第三号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第七、議第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第四号 五條市職員の退職管理に関する条例の制定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）失礼します。

ただいま上程されました議第四号、五條市職員の退職管理に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。
議案書二十一ページをお願いいたします。

この条例の制定理由でございますが、地方公務員法の一部改正に伴いまして、営利企業等に再就職した元職員による依頼の規制等、職員の退職管理の適正を確保するための措置を講ずるものでございます。

それでは、内容について説明申し上げます。

議案書二十二ページを御覧願います。

第一条では、この条例の趣旨に関して、第二条では、再就職者による依頼等の規制について定めております。

第三条では、任命権者への届出について定めております。

なお、附則において、この条例は平成二十八年四月一日から施行するとしております。

以上で議第四号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第八、議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五号 五條市学校適正化推進実施委員会条例の制定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。近井教育部長。

〔教育部長 近井稔巳登壇〕

○教育部長（近井稔巳）ただいま上程いただきました議第五号、五條市学校適正化推進実施委員会条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十四ページを御覧願いたいと存じます。

本議案は、五條市学校適正化検討委員会からの答申に基づき、小・中学校の学校規模、配置、通学区域等及び教育内容の適正化を推進、実施するための五條市学校適正化推進実施委員会を設置するために本条例を制定するものであります。

それでは、恐れ入りますが議案書二十五ページから二十七ページを御覧願いたいと存じます。

本条例の内容といたしましては、第一条には、設置の目的を定めております。

第二条では、委員会の所掌事項を定めております。

第三条では、委員会の組織について、委員は十五人以内と定めております。

第四条では、委員の任期について定めております。

第五条では、委員長及び副委員長について定めております。

第六条では、会議について定めております。

第七条では、関係者の意見聴取について定めております。

第八条では、委員会の庶務について定めております。

第九条では、委任について定めております。

附則一におきまして、施行期日を、また附則二におきましては、本条例を制定することにより五條市学校適正化検討委員会条例を廃止する

ことを定めております。

以上で議第五号、五條市学校適正化推進実施委員会条例の制定につきましての提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第九、議第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第六号 五條市農業委員会の職員に関する条例等の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま上程いただきました議第六号、五條市農業委員会の職員に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書二十八ページを御覧ください。

この条例の改正理由でございますが、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う文言の整理を行うものであります。改正内容につきましては、お手元の議案書二十九ページを御覧いただきたいと思っております。

五條市農業委員会の職員に関する条例に引用しております「第二十条」を「第二十六条」に改めるものでございます。

また、五條市農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例に引用しております「第二十九条」を「第三十五条」に改めるものがございます。

なお、条例の施行日は、平成二十八年四月一日から施行するとしております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第十、議第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第七号 五條市職員定数条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）失礼します。

ただいま上程されました議第七号、五條市職員定数条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。お手元の議案書三十ページを御覧願います。

この条例の改正理由でございますが、農業委員会等に関する法律の一部改正などに伴いまして、これを引用しております本条例の文言の整備を行うものでございます。

それでは、改正する内容について説明申し上げます。

議案書三十一ページを御覧願います。

内容につきましては、条例第一条中では、農業委員会等に関する法律が改正されたことにより「第二十条第二項」を「第二十六条第二項」に改めることとしております。

また、条例第一条及び第二条中の文言の整備として、奈良県広域消防組合が平成二十六年四月に設立されたことによる消防に関する文言の削除及び平成二十七年四月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴いまして「第二十一条」を「第十九条」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は平成二十八年四月一日から施行することとしております。

以上で議第七号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第十一、議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第八号 五條市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程されました議第八号、五條市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書三十二ページを御覧願います。

この条例の改正理由でございますが、地方公務員法の一部改正に伴う人事行政の運営等の状況に関する公表すべき事項の追加及び行政不服審査法の全部改正に伴う用語の整理をするために所要の改正を行うというものでございます。

改正する内容について、説明申し上げます。

三十三ページを御覧願います。

内容でございますが、第三条中、人事行政の運営の状況の公表事項につきまして、第六号中「勤務成績の評定」を削除し、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、新たに第六号として「職員の退職管理の状況」を加えることとし、次に繰り下げた「第九号」を「第十号」とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、新たに第二号として「職員の人事評価の状況」を加えるというものでございます。

次に、条例第五条第二項中では、「不服申し立て」という文言を「審査請求」に改めるといふものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は平成二十八年四月一日から施行することとしております。

以上で議第八号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十二、議第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第九号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程されました議第九号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書三十四ページを御覧願います。

この条例の改正理由でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律並びに学校教育法等の一部を改正する法律が平成二十八年四月一日に施行されることに伴い、これを引用しております本条例の文言の整備を行うものでございます。

内容について説明申し上げます。

議案書三十五ページをお願いします。

内容でございますが、条例第一条中では、地方公務員法が改正されることに伴いまして、「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改め、第七条の三第一項第二号中では、学校教育法が改正されたことによりまして、「小学校」の文言の次に「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加えるものでございます。

なお、附則につきましては、附則第一条において、この条例は平成二十八年四月一日から施行することとし、附則第二条において、本条例第七条の三の規定による請求を行う場合は、この改正条例の公布日以降なら施行日前でも請求を行うことができるとしております。

以上で議第九号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第十三、議第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）失礼します。

ただいま上程されました議第十号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書三十六ページをお願いします。

この条例の改正理由でございますが、労働者災害補償保険法、いわゆる労災保険法でございますが、保険法による年金である保険給付と同一の事由により厚生年金保険法による年金であります給付が支給される場合に、労災年金に乗じる調整率の変更となったため、それを受けて、

地方公務員災害補償法施行令においても所要の改正が行われたことによりまして、本条例の規定を整備しようとするものでございます。

お手元の議案書三十七ページをお願いします。

内容でございますが、条例附則第五条第一項及び第二項それぞれの表中の調整率の傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率及び休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率をそれぞれ○・八六から○・八八に改めるといふものでございます。

附則につきまして、この条例は平成二十八年四月一日から施行することとし、経過措置として適用日前の規定で支給されている者については、改正前の制度を適用することとしております。

以上で議第十号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第十四、議第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十一号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）失礼します。

ただいま上程されました議第十一号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案書三十八ページをお願いいたします。

この条例の改正理由でございますが、平成二十七年八月六日付けの人事院勧告を受け改定されました国家公務員給与に準じた改定を行うというものでございます。

内容でございますが、三十九ページをお願いいたします。

第一条では、議員に支給する平成二十七年十二月期に支給する期末手当の支給率を「一〇〇分の一六二・五」から「一〇〇分の一六七・五」に改めるものでございます。

第二条では、平成二十八年四月以降に支給する六月期の期末手当の支給率を現行の「一〇〇分の一四七・五」から「一〇〇分の一五〇」へ、十二月の期末手当支給率でございますが、前段で改正いたしました「一〇〇分の一六七・五」から「一〇〇分の一六五」にそれぞれ改めるものでございます。

なお、附則については、第一条として、第一項では、この改正する条例を公布日から施行することとし、第二条の規定においては、平成二十八年四月一日の施行を定めております。

第二項では第一条の規定を平成二十七年十一月三十日に適用しようとするものでございます。

附則第二条では、改正前に支給した平成二十七年十二月期の期末手当は改正後の期末手当の内払いであることを規定いたしております。

以上で議第十一号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第十五、議第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十三号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程されました議第十三号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入ります、お手元の議案書四十四ページを御覧願います。

この条例の改正理由でございますが、平成二十七年八月六日付けの人事院勧告を受け改定されました国家公務員給与に準じた改定を行い、また、地方公務員法の改正や行政不服審査法の全部改正に伴い所要の改正を併せて行うというものでございます。

議案書四十五ページをお願いします。

本案は、一般職の職員の給与に関する条例についての一部改正でございます。

内容でございますが、第一条では、本則第十六条第二項第一号に規定されております勤勉手当について、十二月期に支給する勤勉手当の支給割合を「二〇〇分の七五」から「二〇〇分の八五」に、同じく第二号に規定されております再任用職員に係る同支給割合を「二〇〇分の三五」から「二〇〇分の四〇」に改めるというものでございます。

加えて、給料表をお手元議案書の四十五ページから五十ページに記載されておりますとおり改めるというものでございます。
続きまして、五十一ページをお願いいたします。

第二条におきましては、本則第二条第一項に規定されております単身赴任手当、特地勤務手当について、奈良県広域消防組合設立に伴う文言整理のため削除するというものでございます。

第三条第一項及び第三条の二第二項並びに第三条の三第一項の規定の改正でございますが、地方公務員法の改正に伴い級別基準職務表を定めることにより所要の改正を行うというものでございます。

第十五条の三第四項中の規定の改正につきましては、行政不服審査法の改正により引用条項を改めるというものでございます。

また、平成二十八年四月以降に支給する勤勉手当の支給割合について、本則第十六条第二項第一号に規定されております勤勉手当の六月期の支給割合を現行の「二〇〇分の七五」から「二〇〇分の八〇」へ、十二月期の支給割合については前段で改正いたしました「二〇〇分の八五」から「二〇〇分の八〇」に、同じく第二号に規定されております再任用職員に係る同支給割合を、六月期の支給割合を現行の「二〇〇分の三五」から「二〇〇分の三七・五」へ、十二月期の支給割合については前段で改正いたしました「二〇〇分の四〇」から「二〇〇分の三七・五」に改めるというものでございます。

五十一ページから五十二ページでございますが、別表に規定されております給料表を別表第一とし、新たに別表第二として級別基準職務表を加えるというものでございます。

続きまして、五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

第三条におきましては、特定任期付職員の給料表を改正法により改めまして、また、平成二十七年十二月期に支給する期末手当の支給割合を「二〇〇分の一五五」から「二〇〇分の一六〇」に改めるというものでございます。

五十二ページから五十三ページでございますが、第四条におきまして、平成二十八年四月以降に支給する期末手当の支給割合について、六月期の支給割合を現行の「二〇〇分の一五五」から「二〇〇分の一五七・五」へ、十二月期の支給割合については、前段で改正をいたしまし

たが「一〇〇分の一六〇」から「一〇〇分の一五七・五」にそれぞれ改めるといふものでございます。

なお、附則につきましては、五十三ページ、五十四ページに記載をさせていただきます。

第一条といたしまして、第一項では、この改正する条例を公布日から施行することとし、第二条及び第四条の規定におきましては、平成二十八年四月一日の施行を定めております。

第二項では、第一条及び第三条の規定を平成二十七年四月一日から適用しようとするものでございます。

附則第二条では、改正前に支給した平成二十七年四月からの給料及び平成二十七年十二月期の職員の勤勉手当又は特定任期付職員の期末手当などの給与は改正後の給与の内払いであることを定めておりまして、附則第三条では改正する条例の施行に関して必要事項を規則に委任するということをお定めております。

以上で議第十三号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十六、議第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十四号 五條市子ども医療費助成条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次裕美登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第十四号、五條市子ども医療費助成条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十五ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、子ども医療費助成制度の対象に中学生の通院を加えるためでございます。

改正内容につきましては、平成二十八年八月一日施行予定で、奈良県子ども医療費補助金交付要綱が改正され、子ども医療費助成の範囲が、現行の「出生から小学校入学前までの通院及び出生から中学生卒業までの入院医療費」に「小学生と中学生の通院医療費」が加えられる予定であることに伴い、本市の子ども医療費助成条例につきましても所要の改正を行うものです。

本市におきましては、小学生の通院医療費助成は、既に平成二十六年四月から施行済みであるため、今回は中学生の通院医療費を助成対象に加える改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十六ページを御覧いただきたいと存じます。

まず最初に、第一条の二におきましては、年齢ごとの分類が不要となるため、子供の定義に改めるものでございます。次に、第三条につきましては、中学生の助成の範囲を入院に限っていた規定を改めるものでございます。

附則第一項におきましては、施行期日を規定したものでございます。

附則第二項につきましては、経過措置を規定したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十七、議第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十五号 五條市介護保険条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。河村あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 河村康友登壇〕

○あんしん福祉部長（河村康友）ただいま上程いただきました議第十五号、五條市介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書五十七ページから五十八ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、五條市介護保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

本条例第十条第二項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限七日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の十五日」を、「納期限」に改め、次項にただし書きを追加するものでございます。

五條市税条例及び国民健康保険税条例と同様とする改正を行うものでございます。

この改正について、条例の施行日は、平成二十八年四月一日となります。

また、同条例の附則第九条第二項、第三項及び第四項中の改正につきましては、地域包括ケアシステム構築の推進のため、介護保険法第一一五条の四十五第二項第四号から同項第六号までの「在宅医療・介護連携推進事業」及び「生活支援体制整備事業」並びに「認知症総合支援事業」を平成二十八年四月一日から行い、取組の時期を早めるための改正を行うものであります。

なお、この改正について、条例の施行日は、公布の日となります。

以上で議第十五号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十八、議第十六号及び議第十七号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十六号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び、議第十七号 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。河村あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 河村康友登壇〕

○あんしん福祉部長（河村康友）ただいま上程されました議第十六号、五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び議第十七号、五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、関連しておりますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十九ページから九十二ページを御覧いただきたいと思っております。

この条例の一部改正の理由につきましては、国における各基準の一部を改正する省令が本年四月一日に施行されることによるものでございます。

主な改正内容につきましては、居宅サービスである通所介護のうち、利用定員十八人以下の小規模事業所が地域密着型通所介護として市に権限移譲されるため、五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例において、関係条文を追加いたします。

また、両方の条例ともに、指定認知症対応型通所介護事業者に、六箇月に一回の運営推進会議の開催を義務付けるための条文を追加するとともに、附則において、経過措置として利用定員十八人以下の小規模通所介護事業所が、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を開始する場合に、平成二十九年度末まで宿泊室の設置を猶予するため、条文を追加し、文言の整理等するための議決を求めるところでございます。

以上で議第十六号及び議第十七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本二議案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十九、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十八号 五條市営住宅条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。田中都市整備部長。

〔都市整備部長 田中稔泰登壇〕

○都市整備部長（田中稔泰）ただいま程いただきました議第十八号、五條市営住宅条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書、九十三ページを御覧願います。

このたびの改正は、五條市営住宅条例第六条第一項に定めております入居資格要件に加え、過去において明渡し手続き等をせず無断退去した者及び家賃を滞納する等の市営住宅条例に違反し、明渡しを受けた者を除外するため、本条例の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、九十四ページを御覧願います。

改正の内容といたしましては、第六条第一項第六号の次に、次の一号を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとしております。

以上で議第十八号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第二十、議第十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十九号 五條市消防団条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山本危機管理監。

〔危機管理監 山本修二登壇〕

○危機管理監（山本修二）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十九号、五條市消防団条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の九十五ページを御覧いただきたく存じます。

本条例の改正理由でございますが、平成二十五年十二月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことに伴い、消防団の加入促進等に関し必要な措置を講じることが義務付けられ、また、「勤務地における被用者の消防団への加入の促進等」についても、消防審議会において答申されたところであり、このことに伴い、消防団員の資格要件に市内に勤務するものを加えるため、本条例の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書九十六ページを御覧願います。

改正内容といたしましては、第五条第一項第一号中、「本市に居住する」を「本市内に居住し、又は勤務する」に改め、消防団員の資格要件として、従前より要件を緩和し、消防団への加入促進を図るものであります。

なお、附則につきましては、この条例は平成二十八年四月一日から施行することとしております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第二十一、議第二十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第二十号 五條市消防団員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山本危機管理監。

〔危機管理監 山本修二登壇〕

○危機管理監（山本修二）ただいま上程いただきました議第二十号、五條市消防団員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の九十七ページを御覧いただきたく存じます。

本条例の改正理由でございますが、平成二十五年十二月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことに伴い、消防団の加入促進等に関し必要な措置を講じることが義務付けられ、また、消防団員の処遇改善等についても、消防審議会において答申されたところであり、このことに伴い、消防団員の処遇の改善を目的に消防団活動の実態に応じた適切な費用弁償を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書九十八ページを御覧願います。

改正内容といたしましては、第五条中、「二千元」を「三千元」に改めるものでございます。具体的には、消防団員が水火災、警戒、訓練等に従事した場合には、一回につき「三千元」を支給するもので、消防団員の処遇改善を図るため一部改正を行うものであります。

なお、附則につきましては、この条例は平成二十八年四月一日から施行することとしております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）値上がりするということでございますけれども、他市の状況が分かれれば教えていただけますでしょうか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）ただいまの山口議員の御質問にお答え申し上げます。

水火災、警戒、訓練とありますが、まず奈良市の実態でいきますと、水火災は一回四千元、警戒が三千元、訓練が二千五百円となっております。

また、大和郡山市でいきますと、水火災が一回四千六百元、警戒が三千四百円、訓練が三千四百円となっております。

天理市におきますと、水火災が三千元、警戒が二千元、訓練が二千元となっております。

また、橿原市におきますと、水火災一回につき四千元、警戒はございませんで、訓練は二千元というふうになっております。

桜井市になりますと、水火災が一千五百円、ほかはなしというふうになっております。

御所市になりますと、水火災が一回三千元というふうになっております。

また、生駒市に關しましては、水火災が四千五百円、警戒が三千元、訓練が三千元。

また、香芝市は、水火災が四千五百円、警戒が三千元、訓練が三千元という、そういうふうな状況になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第二十二、議第二十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第二十一号 五條市立デイサービスセンターおおとう条例の廃止について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。河村あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 河村康友登壇〕

○あんしん福祉部長（河村康友）ただいま上程いただきました議第二十一号、五條市立デイサービスセンターおおとう条例の廃止につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書九十九ページから百ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市立デイサービスセンターおおとうが、平成二十三年の紀伊半島大水害により被災し、復旧に向けて検討してまいりましたが、当施設を取り壊すため、公の施設としての用途を廃止するものでございます。

なお、本条例の施行日は、平成二十八年四月一日となります。

以上で議第二十一号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第二十三、議第二十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第二十二号 五條市在宅障害者福祉センター設置条例の廃止について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。河村あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 河村康友登壇〕

○あんしん福祉部長（河村康友）ただいま上程いただきました議第二十二号、五條市在宅障害者福祉センター設置条例の廃止について、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書百一ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市在宅障害者福祉センターは、昭和五十九年に障害者家族等から障害者が集える場所が欲しいという要望により設立し、現在のあすなろ園に管理運営委託をしていました。その後、障害者自立支援法が施行され、障害者総合支援法へと移行したことで、障害者の日中活動を行う場所のみならず、生活介護・短期入所・就労支援等の支援策が整えられ、市内外の事業所でサービスを受けることができるようになったため、在宅障害者福祉センターは必要としなくなり、現状に沿ったものとするために本条例を廃止するものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）この際、申し上げます。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、日程第二十四、議第二十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第二十三号 五條市過疎地域自立促進計画の策定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程いただきました議第二十三号、五條市過疎地域自立促進計画の策定につきまして提案理由の説明を申し

上げます。

過疎地域は、若年層の流出を始め深刻な人口減少と高齢化、財政基盤の弱さなど解決すべき多くの課題を抱えております。

過疎法の第六条第一項で、過疎地域の市町村は議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることができるというふうにされております。

この計画は、総合的かつ計画的に過疎対策事業を実施することにより、個性豊かな地域の形成と自立促進を図るということを目的としております。

過疎地域に住み続ける住民にとって安全・安心に暮らせる地域として、健全に自立していくために必要と思われる事業を「産業の振興」、「交通通信体系の整備」など、以下に述べます幅広い項目に渡りして記載をしております。

お手元の別冊の五條市過疎地域自立促進計画を御覧願います。

表紙をめくっていただいて、目次を御覧願います。

本計画は、一といたしまして「基本的な事項」、二といたしまして「産業の振興」、三「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」など、四番、五番と続きまして、次ページ最終十「その他地域の自立促進に關し必要な事項」ということで構成をされております。

一ページから十ページまででございますが、基本的な事項といたしまして、五條市の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の自立促進の基本方針、計画期間などを記載しております。

十一ページから十七ページでは、大きな二番としまして、産業の振興に関する事項としまして、(一)現状と問題点、(二)その対策、(三)といたしまして、五年間の整備計画を記載いたしております。

以下同様に、大きな三として、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」、大きな四、大きな五、それぞれ項目ごとに現状と問題点、その対策、整備計画を定めております。

事業計画でございますが、恐れ入ります、四十七ページを開いていただけますでしょうか。四十七ページ以降に記載しておりますので、御清覧賜りますように、お願いいたします。

事業を実施していく上で、非常に有利な財源であります過疎債を充当するためには、この計画に記載されているということが条件になります。ですからハード事業、ソフト事業とも今後必要と思われる事業は、漏れ落ちがないように記載をしております。

以上で議第二十三号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）平成三十二年度までの過疎債を使う計画という部分、三十八ページの教育の振興というところでございまして、学校教育関連施設校舎ということで長寿命化事業と改良事業というのをちよつと御説明いただけますか。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

申し訳ないですが、個々具体のどの校舎ということは、私、記憶、状況を把握しておりませんので、申し訳ございません。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）具体的なものじゃなくして、改良事業、どういった改良をしていくのかという、その辺の、この場所を改良しますというようなものじゃないと思うのですけれども。なぜそういうことを聞かせていただくかという、新たに校舎を建てるのに過疎債を使えないという部分を含めて問わせていただいた次第でございます。

○議長（吉田 正）近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳）九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

五條市の方で今耐震化をさせていただいているのですけれども、耐震化がまだ一〇〇パーセントじゃない三棟の部分が残っております、それが過疎債の対象になっているということで上げさせていただいておる分になっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）それ以外には使えないのですか。

○議長（吉田 正）近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳）九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

学校校舎のまだ適正化については、具体的な場所とかそういうのは来年度選定の方をさせていただくのですけれども、改修等に係る部分が急を要する場合があるということ、もしかそういうものが出てきた場合に、即座に学校校舎の改修に使えるように過疎債の対象になるという物件で上げさせていただいた部分でございます

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） そうですね。

だからこの平成三十二年度までに取り掛かる工事に関しては改修工事ということになる。新たに統廃合する中で、校舎を新たな場所に造るということはどうなるのですか。過疎債が使えるのですか。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） 山口議員の御質問にお答え申し上げます。

教育文化施設に対して、公立の小・中学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅など関連施設については過疎債を充当することは可能でございます。

以上でございます。（「新築にも……」の声あり）

失礼いたしました。新築も可能でございます。

○議長（吉田 正） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正） 次に、日程第二十五、議第二十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 議第二十四号 平成二十七年五條市一般会計補正予算（第五号）議定について。

○議長（吉田 正） 提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第二十四号、平成二十七年五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の横置きでございます。平成二十七年五條市一般会計補正予算書（第五号）予算書一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び地方債の補正並びに繰越明許費の設定でございます。歳入歳出予算につきましては、七百五十二万八千円を減額するものでございまして、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに二百二億八千九百三十三万五千円となるところでございます。

続きまして、五ページから六ページを御覧いただきたいと存じます。

第二表繰越明許費について御説明申し上げます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、（仮称）地域資源を活かした産業とブランド創造事業の七千二百四十九千円でございますが、国補正による地方創生加速化交付金を活用することから、事業期間を確保するため翌年度へ繰り越すものでございまして、事業の完了につきましては、平成二十九年三月末を予定しております。

なお、地方創生関係事業のほか、今般の補正に新たに計上しております繰越事業につきましては、歳出予算において、改めて御説明申し上げます。

次に、携帯電話伝送路移設等負担金の六百二十三万九千円でございますが、当該移設工事の施工開始について、県と施工元、こまどりケール株式会社との協議の結果、国道一六八号辻堂バイパストンネルの供用開始後とされたため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十八年十一月末を予定しております。

次に、地方公共団体情報セキュリティ対策強化事業の三千八百万円でございますが、国の補正による補助金を活用することから、事業期間を確保するため翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十九年三月末を予定しております。

次に、同款三項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業の九百六十一万九千円でございますが、国の補正による補助金を活用することから、事業期間を確保するため翌年度へ繰り越すものがございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十八年六月末を予定いたしております。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、臨時福祉給付金事業の一億五千四百四十五万円でございますが、国の補正による補助金を活用することから、事業期間を確保するため翌年度へ繰り越すものがございます。

事業の完了につきましては、平成二十八年九月末を予定しております。

次に、新老人福祉施設基本計画策定業務委託の一千四百三十五万一千円でございますが、計画の策定に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものがございます。

事業の完了は、平成二十八年五月末を予定しております。

次に、同款児童福祉費、子育て支援システム改修業務委託の九十八万三千元でございますが、国補正による補助金を活用することから、事業期間を確保するため翌年度へ繰り越すものがございます。

なお、事業の完了は、平成二十八年五月末を予定しております。

次に、四款衛生費、二項清掃費、やまと広域環境衛生事務組合負担金の二億三百三万円でございますが、組合が実施する新ごみ処理施設建設工事の遅延により、年度内の完了が見込めないことから、本市負担金の一部について、翌年度へ繰り越すものがございます。

なお、当該繰越分の事業の完了は、平成二十八年九月末を予定しております。

次に、五款農林業費、一項農業費、農業基盤整備促進事業の一千四十五万円及び市単独土地改良事業の一千八百二十万円でございますが、いずれも事務事業の遅延により、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものがございます。

なお、事業の完了は、農業基盤整備促進事業につきましては、平成二十八年五月末、市単独土地改良事業につきましては、十二月末を予定しております。

次に、同款二項林業費、林道維持補修事業の一千一百万円、林道開設事業の三百万円、林道改良事業の七千八百一十万円、市単独治山事業の八百万円でございますが、いずれも事務事業の遅延により、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものがございます。

事業の完了は、林道維持補修事業については、平成二十八年十二月末を、林道開設事業については七月末、林道改良事業につきましては十一月末、市単独治山事業につきましては、七月末を予定いたしております。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、道路維持修繕事業の六百万円、道路改良事業の七千二十万円、橋りよう維持修繕事業の一千四百八十二万一千円、橋りよう改良事業の一千百万円でございますが、いずれも事務事業の遅延により、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

事業の完了は、道路維持修繕事業については、平成二十八年六月末、道路改良事業につきましては七月末、橋りよう維持修繕事業及び橋りよう改良事業については、いずれも平成二十九年三月末を予定しております。

次に、同款三項河川費、河川維持修繕事業の五百万円でございますが、事務事業の遅延により、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了は、平成二十八年六月末を予定しております。

次に、同款四項都市計画費、五條インター周辺地域振興拠点施設整備事業の七百四十万円でございますが、まちづくり協定に基づく候補地の選定等につきまして、引き続き県等との協議が必要となり、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

事業の完了は、平成二十八年十二月末を予定しております。

次に、空き家等利活用推進事業の一千百万円でございますが、国補正による地方創生加速化交付金を活用することから、事業期間を確保するため翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了は、平成二十九年三月末を予定しております。

次に、周遊観光拠点施設整備事業の三千八十万円でございますが、国土交通省築堤工事の完成の後、当該事業を実施するため、年度内の完了が見込めないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

事業の完了は、平成二十九年三月末を予定しております。

次に、同款五項住宅費、小規模住宅地区改良事業の一億五千四百二十万円でございますが、県工事との調整等に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、当該繰越分の事業の完了は、平成二十八年九月末を予定しております。

次に、八款消防費、一項消防費、耐震性貯水槽新設事業の一千九十二万二千元でございますが、事務事業の遅延により、年度内の完了が見込まないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了は、平成二十八年七月末を予定しております。

次に、防災行政無線整備事業の二億六千六十九万円でございますが、デジタル周波数割当等に伴う総務省との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が見込まないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、当該繰越分の事業の完了は、平成二十八年五月末を予定しております。

次に、十款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、道路災害復旧費の八千五百万円でございますが、国等の災害査定による事業費の決定通知が平成二十八年二月以降となったこと等により、年度内の完了が見込まないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了は、平成二十七年災害分については、平成二十八年六月末を、平成二十五年災害分につきましては、平成二十九年三月末を予定いたしております。

繰越明許費は以上でございます。

続きまして、歳出の主な項目について説明申し上げます。

恐れ入りますが、十三ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、二節給料から四節共済費までの一億三千八百六十万二千元でございますが、職員給与等を追加するものでございます。退職手当の増加並びに人事異動、人事院勧告、昇格等により、予算額に不足が見込まれることから所要の経費を計上しております。

なお、議会費を始め、他の費目に計上しております職員給与等の補正につきましても、同様に人事異動等の事由により現計予算に過不足が生じた関係から、追加もしくは減額を行うものでございます。

各費目の人件費該当部分については、説明を省略させていただきます。

次に、七目企画費、八節報償費から十三節委託料までの五千八百七十四万九千元でございますが、去る一月二十日付けで成立した国の補正予算、地域創生加速化交付金を活用して（仮称）地域資源活用事業を予算化するものでございます。旧五新線のトンネル及び橋りょう点検並びに五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点施策であります地域ブランドを確立し、人の流れを作る地域資源を活かした産業とブラン

ド創造事業に要する経費を計上し、事業期間を確保するため翌年度へ繰り越すものとございます。

なお、当該経費の全額を国支出金として見込んでおります。

次に、同目十九節負担金補助及び交付金の一千四百七十五万円でございますが、五條市UIJターンの住宅取得補助金及び同新婚世帯住宅取得補助金を追加するものとございます。申請の状況により、現計予算額に不足が生じることから所要の経費を計上いたしております。

次に、同項八目電子計算費、十三節委託料の三千八百万円でございますが、国の補正予算を活用して、ネットワーク環境整備業務委託料を予算化するものとございます。総務省通知に基づきまして、サイバー攻撃などに対応した庁内ネットワークの再編強化を行うため、所要の経費を計上し、事業期間を確保するため翌年度へ繰り越すものとございます。

なお、当該経費のうち、七百六十万円を国支出金として見込んでおります。

続きまして、十四ページをお願いいたします。

次に、同項十四目西吉野支所費、九節旅費から十八節備品購入費までの一千二百五十万円でございますが、国の補正予算、地域創生加速化交付金を活用いたしまして、幻の五新鉄道活用プロジェクト事業を予算化するものとございます。旧五新線での各種イベントの開催を始め、沿線への桜苗木の植樹、吉野三山登山ルートの調査等を行うため、所要の経費を計上し、事業期間を確保するため翌年度へ繰り越すものとございます。

なお、当該経費の全額を国支出金として見込んでおります。

次に、十八目基金費、二十五節積立金の五千九十万一千円でございますが、基金積立金を予算化するものとございまして、預金利息のほか、ふるさと五條市応援寄附金、十津川村との協定に基づく広域消防組合職員退職手当負担金などの積立に要する経費を計上いたしております。

続きまして、十五ページをお願いいたします。

次に、同款三項戸籍住民基本台帳費、一目戸籍住民基本台帳費、十九節負担金補助及び交付金の五百六十一万九千円でございますが、国の補正予算に伴い、通知カード・個人番号カード関連事務交付金を追加するものとございます。当該事務を行う地方公共団体情報システム機構への追加交付に要する経費を計上し、翌年度へ繰り越すものとございます。

なお、当該経費の全額を国支出金として見込んでおります。

十七ページをお願いいたします。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、二十一目臨時福祉給付金事業費、三節職員手当等から十九節負担金補助及び交付金の一億四千二百六十三万円でございますが、国の補正予算に伴い、臨時福祉給付金事業費を追加するものでございます。年金生活者等の支援に資する同給付金の支給に要する経費を計上し、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、当該経費の全額を国支出金として見込んでおります。

次に、同款二項児童福祉費、一目児童福祉総務費、十三節委託料の九十八万三千円でございますが、国の補正予算を活用いたしまして、子育て支援システム改修業務委託料を予算化するものでございます。平成二十八年度から実施する保育所等の利用者負担軽減措置の円滑な実施に向けまして、関連システムを早期に改修するため、所要の経費を計上し、事業期間を確保するため翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、当該経費のうち、四十九万一千円を国支出金として見込んでおります。

十八ページをお願いいたします。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、一目保健衛生総務費、十九節負担金補助及び交付金のマイナス四億八千七百六万八千円でございますが、南和広域医療組合負担金の一部を減額するものでございます。国の地方債制度に係る交付税措置の見直しにより、公立病院の再編等に係る施設整備に活用する地方債につきまして、組合が直接病院事業債を起債する方が、元利償還に係る後年度の財政負担が軽減されますことから、当初計上しておりました出資債相当分につきまして、減額するものでございます。

次に、同項七目環境衛生費、二十八目繰出金のマイナス一千五百一十一万円でございますが、墓地事業特別会計繰出金を減額するものでございます。墓地事業特別会計におきまして、執行予定の新墓地建設に係る測量等の委託事業が実施に至らなかったため、当該事業に要する繰出金を減額するものでございます。

二十ページをお願いいたします。

次に、五款農林業費、一項農業費、三日農業振興費、十九節負担金補助及び交付金のマイナス六千七百八十万円でございますが、多面的機能支払事業補助金を減額するものでございます。当初、中山間地域等直接支払事業参加集落を対象として意向調査を実施した上、六十一集落の参加を見込んでおりましたが、その後、参加集落が二十八集落となったことから、当該不用額を減額するものでございます。

次に、同項五目農地費、十九節負担金補助及び交付金の八百五十八万七千円でございますが、国の補正予算を活用して、県営ため池等整備事業負担金を追加するものでございます。県が実施する二見暮ヶ谷池の整備改修事業の負担金として所要の経費を計上いたしております。

なお、当該負担金のうち、八百五十万円を補正予算債として見込んでおります。

二十二ページをお願いいたします。

次に、七款土木費、四項都市計画費、一目都市計画総務費、十三節委託料の一千万円並びに十九節負担金補助及び交付金の百万円でございますが、国の補正予算、地域創生加速化交付金を活用いたしまして、空き家等実態調査業務委託並びに空き家利活用推進支援補助金を予算化するものでございます。空き家の利活用並びに防犯上の対策に資する実態調査並びにNPO団体が実施する空き家の情報提供活動等を補助するため、所要の経費を計上し、事業期間を確保するため翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、当該経費の全額を、国支出金として見込んでおります。

二十五ページをお願いいたします。

次に、十款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十五節工事請負費の二千百万円でございますが、道路災害復旧工事を追加するものでございます。平成二十五年、台風十八号により被災した立川渡永谷線復旧工事について、現場の安全性を確保するため、新たに仮設道路及び当該仮設道を保護する処置が必要となったため、所要の経費を計上し、事業期間を確保するため翌年度へ繰り越すものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

恐れ入りますが、九ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入につきましては、十款地方交付税において四千三百五十八万五千円、十四款国庫支出金において二億三千八百五十八万九千円、十七款寄附金において二千九百八十三万一千円、十八款繰入金において二百五十三万六千円、十九款繰越金において一億七千八百五十八万二千円をそれぞれ追加するとともに、十五款県支出金において、五千八十五万一千円、二十一款市債におきまして、四億四千九百八十万円をそれぞれ減額いたしました。歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）総務費西吉野支所費十四ページです。十三節委託料八百五十万円、もうちょっと詳しく教えてほしいのと、九節の旅費の百万円ですか、これは普通旅費になっていきますけれども、これは何に使うのか。出張と思うのやけれども。それと十六節原材料費二百万円、苗木購入、どういような木を何本くらい買うか。

○議長（吉田 正）山本西吉野支所長。

○西吉野支所長（山本利恵子）失礼いたします。

吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

委託料でございますが、イベント運営委託料というのを企画させていただいております。これは先日二十八日にも行ったんですが、過去三回実施しております、二十八年度イベントを全国に発信したいことから、鉄道未成線サミットと併せて実施し、また五條から新宮の国道一六八号線紀伊半島沿いの交流も検討するというところで、この間西吉野の城戸の方でNPO法人が中心となりまして、イベントの運営をさせていただきます。

それから、計画書の作成委託料というのもございます。長期活性化プラン委託料としまして、地元自治会を始め有識者との懇談会を行いまして、意見を取りまとめ五新線周辺の整備計画を始め旧五新線吉野三山、きずみ館などの沿線を核としました観光活性化プランを今後作成していきたく存じます。

それから、サミット運営委託料です。幻の鉄道サミットとしまして、全国に五新線と同様の旧国鉄未成線が三十一路線ありまして、各地域で未成線を利用した地域おこしが進められております。この点在する未成線の所在地と連携し未成線サミットを開催し、互いの取組と交流を深めてまいりたいと存じます。

それともう一つは、吉野三山登山道調査委託料でございますが、これは吉野三山、御承知のとおり吉野三山は栃原岳・銀峰山・櫃ヶ岳の三山からなりまして、このうち栃原岳・櫃ヶ岳につきましては、五條市と下市町にまたがる山で、下市側からは自動車で登ることができません。しかし西吉野側からのルートは昔から山岳信仰の山であったため、登山者も多かったようでありまして、現在はほとんど登ることがないとされております。このことから、吉野三山について、西吉野側からの登山ルートを調査しまして、西吉野の観光資源につなげたいと考えております。これらを結んだハイキングコースの終わりには家族できずみ館で入浴して帰っていただく、そしてまた小・中学生の遠足のコースとして体力作りや歴史学習等に、安全性に配慮した整備のための調査を行いたいと考えております。

旅費に関しましてですが、西吉野町は南朝の史跡を始め、五新線跡、梅林、花木、柿の生産など多くの観光資源を有しております、これらの魅力を一体として有効に活用し、集客につなげようという気運が近年起り始めております。

また、西吉野温泉は、昭和四十二年からお湯が出てまいりまして、平成七年にきすみ館がオープンしたのですが、昨年で二十年が経過し、施設の老朽化が著しいことから早急な改修が必要となつてまいりました。これら西吉野を取り巻く情勢から、今後の地域作りを進める上において、またきすみ館改修事業を行う上において地域の自治会長を始め、地域審議会、地域づくり団体など地域の皆さんにこれから共に活動してもらいたいという思いから、町おこしや地域作りの先進地を始め近年注目されております木質バイオマス利用施設の取組について、知識と見聞を広めてもらいたいということから、先進地の視察を計画させていただきました。場所は今のところ京都府京丹後市の木質バイオマス燃料による加温温泉の視察を計画させていただいております。

失礼いたします。苗木に関してですけれども、アキザキサクラという桜の種類があります。これはジュウガツザクラと申すものでございますが、五新線沿い土手や空き地にテーマを決めてジュウガツザクラなど数種類の桜を植栽するということを企画させていただきました。

また、植栽に当たりましては、地元の小・中学生や高齢者、地域の皆さんと一緒に記念植樹を行いまして、桜の成長とともに故郷への思いも育成できるような事業をさせていただきたいと計上させていただきました。苗木は二メートルの高さの苗で九千円の二百二十本という予算を立てさせていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 丁寧ありがとうございます。

この苗木なんですけれども、植えてもらうのは大変有り難いですが、ジュウガツザクラということをおっしゃっていただいたのですけれども、長いことずっと四月まで咲くんやけれども、交互にボタンザクラも植えていただくことによって、ソメイヨシノが終わってからでもボタンザクラが一番遅いので、それも入れて交互に植えていただいたら有り難いと思います。よろしくお願いしておきます。

○議長（吉田 正） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）トイレ休憩のため、午後五時二十分まで休憩いたします。

午後五時六分休憩に入る

午後五時二十分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第二十六、議第二十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第二十五号 平成二十七年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次裕美登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第二十五号、平成二十七年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十七年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ三千五百九十万五千円を追加して、歳入歳出の予算総額を五十二億四千八百八十七万二千円とするものでございます。

次に、歳出につきまして、御説明を申し上げます。

五ページを御覧いただきたいと存じます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費の二百五十八万五千円の増につきましては、人事異動等に伴う人件費の増額でございます。

次に、三款後期高齢者支援金等、一項後期高齢者支援金等、一目後期高齢者支援金、十九節負担金補助及び交付金一千八百二十五万八千円の減額は、当初の概算額から支援金の納付額が確定したことによる不用額を補正するものでございます。

次に、七款共同事業拠出金、一項共同事業拠出金、一目高額医療費共同事業拠出金、十九節負担金補助及び交付金百十六万四千円の減額につきましては、当初の概算額から拠出額が確定したことによる不用額を補正するものでございます。

次に、同款同項二目保険財政共同安定化事業拠出金、十九節負担金補助及び交付金一千五百七十四万七千円の増額につきましては、当初の概算額から拠出額が確定したことによる不足額を補正するものでございます。

続きまして、六ページを御覧いただきたいと存じます。

十款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、五目国庫支出金返還金、二十三節償還金利子及び割引料三千六百九十九万五千円につきましては、国庫支出金である平成二十六年診療養給付費等負担金が確定したことにより、国に対し超過交付分を返還するためのものでございます。

次に、歳入につきまして、御説明を申し上げます。

四ページを御覧いただきたいと存じます。

七款共同事業費交付金、一項共同事業交付金、一目高額医療費共同事業交付金、一節高額医療費共同事業交付金百十六万四千円の減額につきましては、歳出に合わせて減額を行うものでございます。

次に、同款同項二目保険財政共同安定化事業交付金、一節保険財政共同安定化事業交付金一千五百七十四万七千円の増額につきましては、歳出に合わせて増額を行うものでございます。

次に、九款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、一節一般会計繰入金二百五十八万五千円の増額につきましては、歳出の人員費の補正分を繰入れるものでございます。

次に、十款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節繰越金一千八百七十三万七千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第二十七、議第二十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第二十六号 平成二十七年五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。河田水道局長。

〔水道局長 河田博幸登壇〕

○水道局長（河田博幸）ただいま上程いただきました議第二十六号、平成二十七年五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十七年五條市簡易水道特別会計補正予算書（第一号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに六十五万八千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ五億四千四百五万八千円とするものであります。

追加の理由は、人事異動による人件費の追加でございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第二十八、議第二十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第二十七号 平成二十七年五條市下水道事業特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。田中都市整備部長。

〔都市整備部長 田中稔泰登壇〕

○都市整備部長（田中稔泰）ただいま上程いただきました議第二十七号、平成二十七年五條市下水道事業特別会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十七年五條市下水道事業特別会計補正予算書一ページを御覧いただきたいと思います。

本件につきましては、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の設定についてでございます。

次に、二ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表繰越明許費、一款下水道費、一項下水道費のうち、流域関連公共下水道事業四千二百万円を繰り越すものでございます。

事業箇所につきましては、野原西二丁目外の公共下水道新設工事と、これに伴う水道管移設補償等でございます。

また、これらの財源につきましては、社会資本整備総合交付金、下水道事業債及び一般財源でございます。

主な理由といたしましては、通行止等で関係機関との協議に不測の日数を要したためであります。

なお、事業のしゅん工予定につきましては、平成二十八年七月末を予定しており、それまでの早期完了を目指すものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第二十九、議第二十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第二十八号 平成二十七年五條市墓地事業特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま上程いただきました議第二十八号、平成二十七年五條市墓地事業特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十七年五條市墓地事業特別会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページにつきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ一千五百十一万円減額し、歳入歳出予算の総額を三百三十万円とするものでございます。

次に、歳出につきまして、御説明を申し上げます。

四ページ下の段を御覧いただきたいと存じます。

一款墓地事業費、一項墓地事業費、二目墓地建設事業費を全額減額するものでございます。

減額の理由といたしましては、新市営墓地建設予定地がございます牧野地区自治連合会との最終的な合意形成の取得について不測の日数を要したためでございます。

次に、歳入につきまして、御説明申し上げます。

同ページ上の段を御覧いただきたいと存じます。

一款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、一節一般会計繰入金二千五百十一万円を減額いたしまして、歳入歳出の均衡を図つたものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第三十、議第二十九号から議第三十八号までの十議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第二十九号 平成二十八年五條市一般会計予算議定について。

議第三十号 平成二十八年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について。

議第三十一号 平成二十八年度五條市簡易水道特別会計予算議定について。

議第三十二号 平成二十八年度五條市下水道事業特別会計予算議定について。

議第三十三号 平成二十八年度五條市墓地事業特別会計予算議定について。

議第三十四号 平成二十八年度五條市介護保険特別会計予算議定について。

議第三十五号 平成二十八年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について。

議第三十六号 平成二十八年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。

議第三十七号 平成二十八年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議第三十八号 平成二十八年度五條市水道事業会計予算議定について。

（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番議会運営委員会牧野雅一委員長。

○三番（牧野雅一）ただいま上程されました議第二十九号から議第三十八号までの十議案につきましては、去る一日の開会日において市長から提出議案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、各議案はいずれも平成二十八年度の五條市における各会計予算案でありますので、慎重審議を期するため、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は七名とし、委員の選任につきましては、議長に一任したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 正）お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいたしておりますので、議長から指名いたします。

三番牧野雅一議員、六番窪 佳秀議員、七番岩本 孝議員、八番福塚 実議員、九番山口耕司議員、十番吉田雅範議員、十一番益田吉博議員、以上七名の方にお願いたします。

なお、正副委員長を選出並びに審査の日程等について御協議をお願いいたしますので、各位には本日散会后、議長室に御参集願います。

○議長（吉田 正）次に、日程第三十一、議第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十二号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）失礼します。

ただいま上程いただきました議第十二号、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書四十ページを御覧願います。

この条例の改正理由でございますが、附属機関として五條市行政不服審査会及び五條市学校適正化推進実施委員会を設置することに伴い、当該委員会の委員の報酬及び費用弁償に係る規定を加えるとともに、廃止となる五條市学校適正化検討委員会に係る規定を削るというもので

いたします。

四十一ページを御覧願います。

五條市行政不服審査会委員については、五條市情報公開審査会委員、五條市個人情報保護審議会委員と同額の日額一万円とし、五條市学校適正化推進実施委員会委員については、五條市学校適正化検討委員会委員と同額の日額五千円としております。

附則において、施行期日を定めております。

以上で議第十二号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は予算審査特別委員会に付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は予算審査特別委員会に付託することに決しました。

○議長（吉田 正）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日九日から二十一日まで休会とし、次回二十二日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時四十分散会

